

第九十一回国会 建設委員会

議録 第五号

(一四六)

昭和五十五年三月七日(金曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長

北側 義一君

理事

小沢 一郎君

理事

國場 幸昌君

理事

竹内 猛君

理事

伏木 和雄君

理事

渡辺 武三君

理事

大坪健一郎君

理事

渡辺 紘三君

理事

渡部 行雄君

理事

瀬崎 博義君

公害産業者立地
置課長 高橋 達直君

自治省財政局地 持永 営民君

方債課長 川口 京村君

建設委員会調査 室長

三月六日

委員の異動

辞任 小野 信一君

安井 吉典君

寺前 嶽君

補欠選任

小野 信一君

井上 敦君

寺前 嶽君

補欠選任

小野 信一君

井上 敦君

寺前 嶽君

補欠選任

安井 吉典君

井上 敦君

本委員会において審査中の明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法案について、審査の参考に資するため委員を派遣したいと存します。

つきましては、議長に対し、委員派遣承認申請をいたたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北側委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なお、派遣地、派遣の日時、派遣委員の人選等については委員長に御一任願いないと存じます

が、御異議ありませんか。

○北側委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○北側委員長 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。井上泉君。

○井上(泉)委員 都市開発資金は、五十三年は約四百二十六億、五十二年は三百八十四億、五一年は三百二十三億とかなりの金額が支出をされ

しております。五十四年度決算はまだでありますから相当支出しておると思うわけですが、五十四年度に支出が予想される金額はどれくらいになるのか、まずそれを承りたいと思います。

○升本政府委員 五十四年度の貸付金額は三百三十一億円を予定いたしております。

○井上(泉)委員 そうすると、五十四年度は五十

三年より百億くらい少なくなるのですか。

○升本政府委員 ただいま私が申し上げました額

は、地方公共団体に対する貸付額を申し上げたわけございまして、先生がただいまお述べになりました額は、特別会計の資金繰りの総額を言わ

たのではないかと思つております。

○井上(泉)委員 特別会計の中の支出済みの歳出額が五十三年では四百二十六億、それでこの中に

はもちろん地方自治体に対する貸付金もあると思

うわけですが、たとえば五十三年には地方自治体

に対する貸付金は幾らでしたか。

○升本政府委員 五十三年度は二百四十九億円でございます。

○井上(泉)委員 五十三年度は二百四十九億。それで五十四年度は、いま幾らと言つたのですか。

○升本政府委員 三百三十一億円でございます。

○井上(泉)委員 この法律の制定された趣旨についていまさら私が申し上げることもないことですが、その趣旨が十分生かされてきておるかどうか。

○井上(泉)委員 こうして三百億、四百億の金が出でておるわけですから、かなりの効果が上がつておらねばならないと思うわけです。そしてまた、地方公共団体は莫大な金額の貸し付けを受けるわけですが、自治体がこれを返還するに当たつては、自治省としての財政手当てはどういう形でなされておるのか承りたいと思います。

○持永説明員 都市開発資金の償還財源についての財源措置の問題でございますが、都市開発資金は御承知のようにいわゆる用地の先行取得のたぐいのものでございまして、買収いたしましてから

いすれば、たとえば道路でありますとか下水道の処理場、中には民間に処分する場合もあろうかと

思いますが、多くの場合は都市施設といつしまして何らかの事業の用に供することになるわけでございます。したがつてその事業の用に供する場合におきまして、道路なら道路事業、下水道なら下水道事業としての国庫補助金あるいは地方債等の

委員外の出席者

大蔵省主計局王 保田 博君

大蔵省理財局資 第一課長 亀井 敏彦君

出席政府委員

建設政務次官 竹中 修一君

建設大臣 丸山 良仁君

建設省都市局参事官 吉田 公二君

建設省住宅局長 山根 孟君

建設省住宅局参事官 大田 洋君

大蔵省主計局王 保田 博君

出席國務大臣

建設大臣 中島 忠助君

大蔵省理財局資 第一課長 亀井 敏彦君

○北側委員長 これより会議を開きます。

この際、委員派遣承認申請に関する件についてお詫びいたします。

本日の会議に付した案件

委員派遣承認申請に関する件

都市開発資金の貸付けに関する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。井上泉君。

○井上(泉)委員 都市開発資金は、五十三年は約

四百二十六億、五十二年は三百八十四億、五一年

は三百二十三億とかなりの金額が支出をされ

しております。五十四年度決算はまだであります

から相当支出しておると思うわけですが、五十四年

度に支出が予想される金額はどれくらいになるの

か、まずそれを承りたいと思います。

○升本政府委員 五十四年度の貸付金額は三百三

十一億円を予定いたしております。

○井上(泉)委員 そうすると、五十四年度は五十

三年より百億くらい少なくなるのですか。

○升本政府委員 ただいま私が申し上げました額

委員外の出席者

大蔵省主計局王 保田 博君

大蔵省理財局資 第一課長 亀井 敏彦君

財源措置がなされるわけでございまして、それによつて償還をしていくという仕組みになつておるわけでございまして、事業の用に供する段階での財源措置がなされるという形になつておるわけでございまます。

○持承説明員　地方公共団体の財政収支にかかる置をする。それまでは都市開発資金という建設省所管の特別会計の中で金の貸し出しをしておる。それに対する支払い等、そういうことには自治省としては関係のない資金会計である、こういう位置づけですか。

る問題でござりますから、自治省として全く関係はないということではございませんが、いま申し上げましたように、この償還財源はほかの形で確保できる仕組みのものでございますので、都市開発資金の償還のためのお金ということで特別の財源措置は講じてないわけでございます。

○井上(泉)委員 そうすると、都市開発資金は、地方財政の計画の中で自治省としては直接これをチェックする、あるいはこれに対する監査をとかいう使命はないわけですね。

○持水監視課長 者に引取る資金をもつて工事に付けて
貸し付けてござりますから一種の地方債の形をと
るわけでござりますので、そういった観点から自ら
治省といたましても、建設省が各自治体に資金全
額の貸し付けをなさるわけござりますが、その際
に御相談をいたしまして貸し付けを決定していく
という形で関与いたしておりますわけでござります。
○井上(泉)委員 そこで、この事業執行についての
は建設省の方が所管であるわけですが、この法律事
が昭和四十一年に施行されて今日まで相当な事業
が施行されてきたのですが、この貸付金がどうも
も支払いが焦げついておる。自治体が一般財源のみ
これを支払わねばならないという状態というもの
が、もうかなりこれを借り受けた自治体の中には
出ておるのじゃないか、こう思うわけですけれど
も、そういう点について調査あるいはまた報告さ
なされておるものがあればお話しを願いたいと申

うのです

○升本政府委員　おただしの償還財源でございま
すが、この都市開発資金は地方公共団体が国から貸
し付けを受けたものをもつて土地を買い取るわ
けでございますが、五年ないし十年くらいの間保
有いたしましてこれを処分いたします。その処分金
をもつて償還に充てるという仕組みになつてお
りますので、その間の資金繰りの問題はございま
すけれども、償還財源に事を欠くという問題は一
般的には聞いておりません。

○井上(東)委員 そこでこれは自治体、地方公生団体ですから、一般財源から金を捻出してして償還する財源に充てておるから、この開発資金を借り受けたことが焦げついておるとかいう一般的の事業とけた異なると思うわけです。

そこでたゞうれしくおもひ、この機会に、おおむね、その概要を述べておきたい。それで、まず、資料をいただき、その金の使い方というものの、さうした點で、必ずしも追及していくいとまがなかつたわけですが、昭和五十二年から五十三年で川崎市の特殊鋼の工場の敷地を買いつけるために五十八億三千九百万が川崎市に貸し付けをされておるわけですが、この跡地はどういうふうに整備をされる計画であるのか、そのことを例としてお聞きしたいと思います。

○井上(鬼)委員 この法律が、都市における過度の介在行為を防ぐことを目的としているに過ぎない。したがって、この法律は、必ずしも、市町村の運営に影響を与えるものではありませんけれども、しばらく時間ををおかしいただきたいと思います。

な工業状態あるいは工場状態というものを解消するためには、大都市における土地の都市機能といふものを増進を、だから首都圏の工業等の制限区域あるいは工場等の制限区域にある工場等の整備改善を計画的に実施する。これがために必要な資金として定めてあるわけで、むしろこれは都市における過密状態をなしにし、都市における工場を外に出すことがこの法律の主要目的ではないかと思うわけですが、その点につて建設省の御意見を承りたいと思います。

○升本政府委

大きな意味の都市の再開発を促進いたしますため、あらかじめ用地を先行的に確保をいたしておき、という趣旨でござりますので、先生がおつしやいましたように、東京、大阪等の既成の大都市から工場が外に移転していくことを獎励いたします意味合いもあわせ持ちまして、都市開発資金の運用をこころよくお受けください。

○井上(泉)委員 この資金がもう今日まで一千何百億か何かの資金、相当多額の金が出されたわけ

○升本政府委員 ですが、これによつてどれくらいの工場の敷地を自治体が買いついたのか、これの件数をお示しを願いたいと思います。五十三年度まで結構です。

○井上(泉)委員 その七十六件は、工場の敷地を買い取り、その工場は他へ移転をしたのですか。それとも、そこは工場敷地として必要でないからそういう処分をしたのか、あるいは他に土地を求めて移転をしたのかどうか、その点をお示し願いたいと思います。

○升本政府委員 買い取りの対象になります工場設置につきまして、対象案件ごとに計画書を提出されなければなりませんので、個々的に調査いたしますが、確たる数字をいま手元に集計いたしておりません。しかし、大体御要望の趣旨からいたしますと

おおむね他の地域に移転をいたしているよう間に聞いております。

この市町村どこの自治体にでも、第一次産業のな
い過疎圏と称せられるようなところは工場誘致を
いうことを旗印によくキヤンペーンをやられるよ
うですけれども、たとえば、地域振興整備公団か
んかが工場敷地を造成した、あるいはそれを買
取つてやつておるといつてもなかなか持つてくれ

一城がたむ起はるにあらわす道のり

○高橋説明員 お答え申し上げます。
こういう建設者の面倒と、そして運営者の面倒と、地再配分の計画とどう位置づけて処理をされてきておるのか、通産省から御説明を承りたいと思ひます。

工場はもうどうも過密地域のところにあるから、あなたのところの工場があると都市機能としておもしろくないから移転を考えないか、その移転などとしては地域振興整備公団がこういうところへ機械を買っておるし、その跡地は地方公共団体に買ってもらいうような、そこに建設省と通産省との間の連携推進というものががあれば、この法律の効果がもつと生かされると私は思はうわけですが、通産省の方はそういう私の見解に対しはどうお考えになるのか。

○高橋説明員 お答え申し上げます。

先生御質問のとおりでございまして、私どもが

するということをございまして、その実績につきましては、すでに東京、大阪、名古屋及び京都が五十二年度から入つておりますけれども、そちらへ大都市圏から四百ヘクタールの工場が移転いたしました。その結果、先ほど申し上げましたとおり、その誘導地域という工業集積度の低い地域に、約一千ヘクタールの工場用地を取得しておるという現状でござります。

○井上(東)委員 これは、あなたのところはさういうの委員会に出てきておるだけ気の毒ですけれども、その二千ヘクタールという膨大な用地を取

治体が買うその資金として出すというのですか、それとも、あそこで工場があつてはどうも都市機能を維持、増進をするためにおもしろくないからその工場は移転をしてもらいたい、その跡地はこうして買ひ取りますから、こういうふうに積極的に動く法律ですか。動いて資金を使うのか、あるいは言わされて初めて資金を出すのか、どちらですか。

○升本政府委員 法律のたてまえが、地方公共団体が工場等の敷地を買ひります場合に所要資金を国が貸し付けるということですざいますので、

とに大前提があるわけですから建設省としては、むしろこの資金を積極的に運用するような地方団体に対する呼びかけは当然すべきであるし、それと同時に、そのことは、今日の地域振興整備公団が地域で工場用地という形で取得をしておつて、そこにいつまでたっても工場が来なくてベンベン草が生えてどうにもならぬ地域というものはたくさんあるわけですから、そういうところから積極的に工場の再配置を進めるとかいうようなこと。これは通産省との連携もとつてやつてこそこの方法が生きてくるし、膨大な四百億の資金というものが生きてくる。

先生御指摘のとおりでございまして、私どもが行つております地域振興整備公団の工業再配置部門における融資につきましても、その跡地につきましては、大都市圏にむける競争の改善に資する

ども、その一千ヘクタールという膨大な用地を取得はしておるけれども、実際それに工場がどれだけ入つておるかということになりますと、まことにござる限りござないか、こう思う二つですけど、

を国が負し代りるといふこととございまして、地方公共団体から要請を前提といたしております。しかしながら、地方公共団体は、当然に都市計画面の責任者といたしまして、既成市街地内の

〇廣田國務大臣　事務的にはいま局長が説明をいた
　　間が生きでくるし、勝手な四百億の資金をどこかに運
　　の運用効果が出てくると思うのですが、大臣の
　　見解を承りたいと思います。

ましては、大都市圏における現地の改善に資する旨を旨としております。したがいまして、実績においておきましても約七割が公的部門に買い上げられており、このことからいまして、当省といたしましても、そのような見地から公的部門、つまり地方公共団体であるとか住宅公園に買い上げてもらうようなことを優先するよう指導しております。しかし、公園におきましても、そのような趣旨で業

○高橋説明員 私どもで毎年、立地動向調査というのを行っておりますが、これによりますと、全国の工業立地の状況は、概して申し上げますと、おおむね千四、五百ヘクタールになつておるわけですが、一方、工場立地法の届け出制度ということで、工場が実際に建設工事を始める一定

土地の利用については総合的、全般的に配慮をいたしておる団体でござりますので、その団体の要請には当然、いまおつしやつたような都市計画的な配慮が働いているものと理解をしております。

○井上(泉委員) その配慮が働いておると思う。ということであつて、建設省の方としてはたとえば東京都、大阪、名古屋というような地域について、日々色々な問題が発生する中で、この問題に働きかけることは、必ずしも必要である。それで、この問題に働きかけることは、必ずしも必要である。

たしたとおりでござりますけれども、私どもは、先生おつしやいますように、この制度のそもそもの考え方というものに思いをいたしますとき、あるいはまたお話をのような過疎過密の問題、これらから考えまして、この制度を大いに活用していくべきであるということにつきましては、もちろん同じような考え方を持つております。したがいまして、国語教育につきましては必要な限りで思ふ

○井上(泉)委員 それで、この前七十六件といふ
なにが言われておるわけですが、この七十六件の
工場がなくなつたわけです。それはどこかへ行つ
ておるが、その行き先というものが、都市圏以外
へ行つておるのか、過疎地域の中に移転をしてお
るのかどうか、その点について通産省でわかつて
おれば説明してもらいたいと思うのです。

の期日の前までに届ける制度がござりますが、この制度によりますと、おおむね年平均千ヘクタール弱というところでござります。したがいまして毎年、用地を取得しておる者の大体三分の一なしに二分の一程度が建設をしておる。ただ、これはもちろん、一つの企業にとってみると、用地を獲得してから建設着工するまでの時間というのはまちまちでございますので、個々の企業にとって何とも申し上げられませんが、総じて平均的に由

自治体にそういうふうに積極的に働きかけること、ということはしないで、逆に、自治体がそういうことを言うてきた場合にやる、これは率直に言えればそういう仕組み、そういうやり方になつておるのではないか、こう思うわけですが、そのとおりでしよう。

○升本政府委員 御指摘のとおりでございます。

○井上(泉)委員 そこで大臣、こういううりっぱな法律があつて、毎年四百億くらいの資金が使われて、

して、関係各省とも十分追締協議が必要だと見ていますけれども、これを前向きに活用していくという精神に立つて、今度の新しい対策を加えるようなことも考えていたわけでありまし、いま考えております新公団の発足も、そういう趣旨からスタートをしておるわけでございますから、先生お話しのよき意味合いにおきまして、これらの制度の活用には今後は一層工夫いたしてまいりたい、かようと考えております。

都市開発資金を利用して建設した工場がどうして移転したかにつきましては、私どもは必ずしも承知をしておりません。ただ、私どもの地域振興整備公団の工業再配置部門の融資を受けた企業につきましては、工業再配置促進法上のいわゆる誘導地域に移転をするということが原則でございまして、この誘導地域というのは工業集積度、つまり人口及び可住地面積当たりの工業出荷額が全国平均以下のいわゆる遠隔地、地方に工場が移転をす

し上げますと、おおむねそういう状況になつておられます。
○井上(泉)委員 私は課長のその説明は納得しないわけですが。それほど地域振興整備公団の用地の中には工場が移転をしたというようには思ってないですから、後でまたその辺については、別な機会に論議をしたいと思うわけです。

建設省にお伺いしますが、この法律は、工場が移転をして空き地ができたから、その空き地を自

用地としての支出は二百五十億前後、こうになると、あと百五十億の金はどう使うのか、こう思うわけで、その金の使い方についての疑問も残るわけです。
しかし、それはまた別といたしましても、都市開発資金の貸付けに関する法律が生まれた要業と、いうものは、都市における過密現象を解消するべておる。私はこれもお尋ねしたいのですが、たとえば四百二十六億も支出しておるけれども、実際

○井上(県委員)過疎地域は工場誘致ということを待望しておる、都市は工場が過密になつて困つておる、工場があつて過密になり都市環境といふものは非常に悪くなつておる、こういういまの日本の状況から考えて、むしろ積極的に工場の移転再配置というものを計画して、そして建設者とその辺のことについては協議をして進めていく姿勢というものを通産省にとつてもらいたいと私は思うのですけれども、通産省としてはどうでしよう。

か。

○高橋説明員 先生御指摘の御趣旨を踏まえまして今後とも努力をいたしたいと思います。

○井上(泉)委員 それでいま地域振興整備公団のこういう工場用地としての用地というものは相当数あるし、それが現在工場の来てないところもたくさんあるわけ、地域振興整備公団が現在抱えておる土地は、これがどういうふうに分布して持つておるのか、私はそれをひとつ資料として提出していただくように委員長にお願いしておきたいと思います。

それで、今度新しく法律を改正してやられるわけですが、都市施設用地の政令都市の指定ということですが、この指定が一定の基準の中でやられるのは当然だと思うわけです。ところが、ずっとこう見ておりますと、四国の都市においては、松山、高松が政令の指定都市になつておるわけですが、そうなると、そういう状態であつた三十五都市でこの法律を適用しなければならぬ都市はたくさんあると思うのですが、この基準というものははどういうふうに定めてこれを指定しているか、その辺の説明をしていただきたい。

○升本政府委員 都市施設用地の政令指定都市の指定基準でござりますけれども、これは都市開発人口の集中が著しく計画的に都市施設を整備していくことが必要と考えられる大都市のうち、現在人口が三十万人以上でかつ将来における人口が五十万人以上と予測される都市が指定されることとなつておりますと、現在この基準に該当いたしますものは三十都市でございます。

なお、この貸付対象となる土地の範囲は、たゞ申し上げました指定を受けました三十都市並びにその指定を受けた都市の周辺の都市の地域も対象地域として含まれております。

○井上(泉)委員 周辺の都市と言えばこれ割り十万里あるいは二十万の都市もその中に含まれることになるわけですが、むしろ今日画一的に一つの基準を決めて、その基準によって都市の機能を増進す

るためのこうした事業計画をすることにいわば差別を受けることのないようにするためにはそういう枠というものを外したらどうか。これは要らぬ

金を借りてやるところはないし、たとえ十万の都市でも、そこに工場が存在をすることが、十万の都市をつくる上において、十万の都市を構成していく中で思わずしない、どうしても移転をさせた

都市は公共団体がこれを買ひ受けやるとかいうような、本当に有無相通ずる連携をした仕事ができるわけですが、枠を外されたらどうかと思うわ

けですけれども、これは事務当局としてはどう考

えておるのでですか。

○升本政府委員 できますれば制約を外してどこ

の都市でもという形にするのが望ましいことかと存じますけれども、限りある資金の中でございま

すので、優先的に大都市から手をつけさせていた

だいているという状況でございます。ただ、過去の経過を若干申し上げますと、当初、この制度が発足いたしました場合に对象となります都市は七

都市でございました。これがそれ以降累次の改正

を経まして、現在三十都市まで広げさせていただ

いているという状況でござります。

○井上(泉)委員 そこで私は大臣に、これはそ

うことで、たとえば高松なら高松、あるいは松山なら松山を指定をしておる。それなら松山の周辺には伊予市というものもあるし、今治市もあるし、それは該当するわけでしょう。該当するわけす

れども、指定されていないところ、たとえば高

知県の高知市。高知市の周辺の都市は全然該当しない、こういうことになると、高知市の市街地の真ん中に工場が存在しておるし、何とかこれを移

転させてやりたい、してもらいたいというような

ときにこの法律の恩恵を受けられないということ是非常に残念に思うわけで、そういう点からも、

せつかくいい法律だからこの法律の枠を広げるど

いうことを検討されたらどうかと思うわけですねども、大臣、どうですか。

○渡辺国務大臣 私は、先ほど申し上げたような考え方立っておりますので、必要があれば検討していくべきだと考えております。

○井上(泉)委員 この開発資金は、地方公共団体の要望があつて、その貸付金額には一定の枠があ

るからその枠の中に当てはめて貸付金額を決定されておるわけですが、これは要望と貸付金額がぴたり一致するということはないと思うのです。

大体どの程度の要望額があつてそれが予算の枠からはみ出るものがどの程度あるのか、たとえば五十三年度あるいは五十四年度、こういう点について説明を承りたいと思います。

○升本政府委員 この制度の運用に当たりましては、毎年度の予算要求におきまして貸付金額の總枠を策として定めます場合に、対象となる都市に十分事前に照会をいたしまして、来年度の買い取り計画を把握した上で要求を申し上げており、しがいまして、その数字をもとに御査定をいただいておるものでござりますから、要求額は結果としての貸付金額と余り隔たりのない額になりますから、要求時と実際の貸し付けに至るまでの間の時間的ずれによりましてその間に差額は出ますけれども、大勢いたしましては同じような額が貸付額に計上されているものと考えておりま

す。ただ、かなり時間的なずれがござりますから、要求時と実際の貸し付けに至るまでの間の時間的ずれによりましてその間に差額は出ますけれども、大勢いたしましては同じような額が貸付額に計上されているものと考えておりま

す。

○井上(泉)委員 そういうふうなことにやつていきますと、大体どれだけの要望があるのかといふようなことがわからぬでしょう。これだけの予算があるから、最初から頭からその予算に当てはめた要望額に押さええてやることでなくてせつ

かくつくつた法律の恩恵を生かしていこうとする要求がどれだけあるのかといふことでないと、次の予算要求のときにはこれだけ要求があるか

ありますと、大体どれだけの要望があるのかといふようなことがわからぬでしょう。これだけの予算があるから、最初から頭からその予算に当てはめた要望額に押さええてやることでなくてせつ

かくつくつた法律の恩恵を生かしていこうとする要求がどれだけあるのかといふことでないと、次の予算要求のときにはこれだけ要求があるか

ありますと、大体どれだけの要望があるのかといふようなことがわからぬでしょう。これだけの予算があるから、最初から頭からその予算に当てはめた要望額に押さええてやることでなくてせつ

かくつくつた法律の恩恵を生かしていこうとする要求がどれだけあるのかといふことでないと、次の予算要求のときにはこれだけ要求があるか

ありますと、大体どれだけの要望があるのかといふようなことがわからぬでしょう。これだけの予算があるから、最初から頭からその予算に当てはめた要望額に押さええてやることでなくてせつ

かくつくつた法律の恩恵を生かしていこうとする要求がどれだけあるのかといふことでないと、次の予算要求のときにはこれだけ要求があるか

ありますと、大体どれだけの要望があるのかといふようなことがわからぬでしょう。これだけの予算があるから、最初から頭からその予算に当てはめた要望額に押さええてやることでなくてせつ

かくつくつた法律の恩恵を生かしていこうとする要求がどれだけあるのかといふことでないと、次の予算要求のときにはこれだけ要求があるか

ありますと、大体どれだけの要望があるのかといふ

いて当然資料として必要じゃないですか。それとももうこれはすっと法律が施行されてきておるか

も一つの慣性としてやつておるということにしか考えられぬですが、そんな予算の決め方といふものではないはずだと私は思うわけですけれども、どうでしよう。

○升本政府委員 私の御説明が不足いたしておったかと思いますけれども、私どもは地方から次年度において必要と思われる額は素直に私どもいた

だいまして、計画の実現性を確かめながら要求額をまとめておるわけでございます。

そこで、最初におたしがございました五十三

年度、五十四年度の貸付額につきまして金額をお答えいたしておりますが、五十三年度の二百四十九億円、五十四年度の三百三十一億円という貸付金額、これは実績でございますけれども、年度当初において予定いたしました額は、五十三年度は二百七十七億円でございました。これが最終的に二

百四十九億円という貸付額に終わつております。また、三百三十一億円という額につきましても、これは五十四年度の執行でございますので、ある

いは若干の使い残りが出るのではないかといふように考えております。

○井上(泉)委員 あなたはいま都市局長になられて、この法律の施行の責任者であるわけですが、この法律はいい法律だもちろん思つておると思

うわけですが、いまお話しの中に、各地方団体から要望というものを取りまとめてそれを査定をす

る、査定をした額を今度は要望額にするというよ

うな話でありますと、私が問うておるのは、一体

地方自治体から、たとえば五十四年度にはどれく

らいの要望があつたのか、その要望があつたけれ

ども、それはいわゆる金と事業の内容等から見て

その要望を幾らにしたのか、こういうことを説明

していただいたら私はわかるわけで、そういうこ

とが説明なきれない、予算の中に全部要望も入

れておる、するどこの法律というものがいわば生きた法律として私は活用されないじゃないか、こういうふうに思うわけですが、五十四年度は一体どれだけ要望があつたのでしょうか。集計されておれば御説明願いたい。

○升本政府委員 重ねてのお答えになりまして恐縮でございますけれども、五十四年度貸付額の要

そこで、いまおただしの全体の要望との差があるのではないかという御指摘でござりますけれども、これは、工場跡地等について申しますと、かなり時代といいますか、時の経済情勢によつて左右される面が多うございまして、過去の実績では、工場跡地等の買い取りについてのみ見ますとかなり大きな額が出ていた場合もございます。五十四年度、五十五年度におきましては、いまのこの情勢を反映して、若干その要求が伸び悩んでいるところふうに私どもは見てゐるわけでございます。

○井上(鬼)委員 質問する私が悪いのか答弁するあなたが利口に答えておるのか、これはわからぬですけれども、私自身もいろいろと行政の経験とをされてくる、査定をしてこれだけしか予算額がないからこれだけにやれと。いまあなたの言うよううに要望額が予算の範囲内におさまるというような要望額と、いうものは、どんな工事でもないはずだと思うのですけれども、この資金についてはそういうことであるということは、これは大臣どう考えられますか。これは本当におかしな詰じやなですか。

○渡辺国務大臣 局長も一生懸命説明をしておると思うのでございますが、先生の御発言の趣旨の中には、自治体の要望額に沿うということと必ずしも一致しないんじやないかという点と、もう一つ、先生としては、恐らく自治体の要望額にこたえるというのみでなしに、もつと建設省としては都市整備であるとかあるいは過疎過密の問題でありますとかといふ、ひとつ政策的に、地方自治体の自ら的な意向というものはもちろん尊重しなければなりませんけれども、関係各省庁との連絡調整を行ないながら、政策的に進めるものは前向きに進めようようにこの資金を活用すべきではないかといふ御趣旨があるのでないかというふうに私は、そなたくをいたしておりますが、そういうような

意味では、このような法改正までお願いいたしましたから、私は、そういう意味では今後ともつと、これは建設省だけできることではありませんけれども、実態に即しまして極力この制度を活用していくという意味では前向きに進むべきであろうと思ておりますから、今後そういう意味で一層、この制度の活用につきましては建設省としても努力をさせていただきたい、私はそういうふうに考えております。

○井上(泉)委員 そこで私は、大臣のそういう見解が、実際事務局がそれにこたえて行政を進めているだけば、この都市開発資金というものがより一層發揮されるし、そして都市開発資金の存在というものが地方公共団体の人たちにもっと位置づけられるじゃないかと、こう思うわけですが、そこで、工場等の敷地に対する予算とそれから都市施設用地の予算と、これは区分をされておるようですが、これは必要度に応じて融通のできるようなことになっておるのですか、なってないのであります。

○升本政府委員 この制度におきまして、貸付金の貸付条件が工場等敷地の買い取りの場合とそれから都市施設用地の買い取りの場合とで若干異なっておりますという関係もございますので、この間についての資金のやりくりということはいままでの例ではございません。五十四年度、本年度を申し上げますと、三百十億の貸付予算額に対しまして、都市施設用地が百七十億、工場等敷地が百四十億でございますが、それぞれこの枠の中で消化が行われているわけでございます。なお、本法案の御審議をいただいているわけでございますが、この法案の成立をお認めいただきました場合に、新たに貸付対象となりますが、それこれこの枠の中で用地の買い取りにつきましては、これは一応法の予算では都市施設用地と同じ仲間に必要なに応じ得るものとの考えております。

た今後も年間約四百億くらいの資金がこの会計で使われる仕組みになつておるわけで、かなりの金額になるわけなんですから、これを運営していく上においては、俗に言う公社公園のような問題はない、私はこう思うわけですが、そういう点についても決算書等もちょっとうだいをいたしておるので、その辺の質問もいたしたいと思いましたけれども、これも時間がないのでやめます。

そこで問題は、これはいい法律である。いい法律であるけれども、そのいい法律の対象範囲をもつと広げて融通のあるように——款項は大臣の許可が要るけれども、節目については勝手に融通してもよろしい、利用してもよろしいというふうな特殊法人の経理のやり方のようなことであつてはならないと思うわけです。そういうこととあわせて厳正な運営を図ることと、さらに制限区域とかあるいはその対象地域とか対象都市とかいうようなものを、地域というものを、工場等の敷地の買取りの場合にも、あるいは都市施設用地の買取りの場合でも、対象範囲というものを広げるよう、この法律の改正案が通つた時にお進をされると思うので、その点ひとつ大臣の御見解を承つて私の質問を終わりたいと思います。

○渡辺国務大臣 ただいま先生のお話しになりましたような趣旨に沿いまして、前向きにひとつこの都市開発資金につきましては取り組んでまいりたい、今後一層努力をいたしたいと思ひます。

○北側委員長 小野信一君

○小野委員 この法律は昭和四十一年に誕生して、四十三年に一度改正されただけで約十三年間地方団体の要請にこたえてまいりました。しかし大都市の環境は、一方で整備されながらも一方で、都市化の波に都市整備が必ずしも対応いたしておりません。このころは以前と違つた逆に環境悪化が発生しておる、再生産されていうように思われてなりません。特に敷地の細分化によるミニ開

発、これが端的な例であろうと思ひます。今回の改正はどのような都市環境の変化に対するために行われようとしておるのか、改正の趣旨とその背景の説明をお願いいたします。

○升本政府委員 今日現在、都市の健全な発展と秩序のある整備が緊急の課題でありますことは先生ただいま御指摘のとおりでございます。市街地を計画的に整備してまいりまして改善を図つてまいりますためには、都市再開発事業の推進ということが一面また大変必要なことになつてまいるのではないかというふうに考えております。これらではないかというふうに考えております。これらの都市再開発事業の推進を図つてまいります場合に、今日の経済情勢あるいは都市の社会情勢から見まして、土地の取得ということがやはり一番大きな課題であろうかと思ひます。

そこで、必要な再開発事業を実施いたします場合に、この事業に取り組むときからスタートして用地を取得し、土地を整理し、その上へ建物を建てていくということでは大変時間を要することになります。したがいまして、できるならば再開發が必要とするような地域につきましては、あらかじめ地方公共団体がその事業のための必要な土地を取得し得る機会があれば取得しておくといふことが望ましいことになるのではないか、そのような観点から、地方公共団体ができるだけ手広くそういう必要地を確保できることになりますようすに、この法律の制度を改正させていただき、適用を広げさせていただきたいというのが、今回改正案の御審議をいただきたいと思います。

○小野委員 局長のお話を聞きますと、四十一年に法律ができたときから環境の変化によって今回の改正が行われるのではなくて、前の法律では不十分だったために今回の改正が行われる、この理解してよろしくうござりますか。

○升本政府委員 若干私の御説明が不足いたしておったかもしれませんけれども、もともとのこの制度が都市の広義の再開発を推進する一助となると、この目的をもつて設けられたものと理解をいたしております。そのような観点から、都市内にいろ

いろ今後つくつていかなければならぬ街路、公園等の都市計画施設のための用地、さらには公害のもとになります工場が地方へ移転しやすくするために、その工場の移転する場合には跡地を買取るというような、広い意味の都市の再開発整備のために必要な土地取得、これを促進いたしますために設けられた制度というふうに理解をいたしておりますが、四十一年時点からさ

らに社会情勢は既成市街地については特にその過密化が進んでおるということは御指摘のとおりでございまして、いままでの制度で対応してまつてもなおもう一步不足しているのではない

か。この情勢のもとで、さらに再開発し、都市の整備を推進してまいりますためには、もう一度この制度の対象となる土地の買取り範囲を広げていくことによつてこの制度を拡充補完していく必要があります。

○小野委員 「都市の再開発を広くかつ、強力に推進するための新しい制度について」の答申案、これが出ておると思うのですけれども、これと今回の法律改正との関係はいかがですか。

○升本政府委員 御指摘のように、都市は時代とともにいろいろと変わつてまいります。したがいまして、固定的に現時点の状況を直ちに一定の時期を想定してそちらの方向に向かうように整備改善を図るということはなかなかむずかしい話でございますけれども、都市計画法におきます考え方、大体そのような都市の生態を踏まえまして二十年ぐらい先を見越した予測、計画のものにて」の都市計画中央審議会の御答申を昨年の十一月五日にいただいております。この御答申は、都市の再開発を全般的に御検討いただきまして、再開発に当たつての基本的な考え方はどうあるべきか、さらに、その考え方に基づいて具体に再開発を推進してまいるにはどのような手立てを講じたらいいかと、この御答申の中に、再開発に活用する種地を確保するため、土地の選定の基準でございますが、現在人口が三十万人以上で、かつ将来における人口が五十万人以上と予測される都市という基準を設けております。この基準に当てはまります都市が三十都市ございまして、ありますから、これはその適用対象都市数で三十都市とどとのような関係を持つておるのか、内部の考え方をお尋ねします。

○升本政府委員 都市再開発法の改正につきましては、ただいまお答え申し上げました都市計画中央審議会の御答申に基づきまして、都市の再開発を促進するための先行取得制度の強化とこれに対する長期低利融資制度の確立を図る必要があるということも述べられておるわけでございまして、この御答申の内容の一つを実現するための一つの手立てとして

○小野委員 お尋ね申しますけれども、その数多い地方公共団体の中、政令で定めるわずか三十都市だけが指定されると、三十都市は再開発の必要性の非常に高いものであることは疑いません。しかし、この三十都市の中で、政令で定めるわざか三十都市だけが指定になつておるということです。

○小野委員 この法律の対象となるのは地方公共団体でありますけれども、その三十都市の中でも、政令で定めるわざか三十都市だけが指定になつておるということです。

○升本政府委員 この制度の適用されます都市の選定の基準でございますが、現在人口が三十万人以上で、かつ将来における人口が五十万人以上と予測される都市を設けております。この基準に当てはまります都市が三十都市ございまして、三十都市が三十都市ございませんで、その指定された都市の周辺の都市も含め、そのエリアの中の都市計画施設用地でなければ対象にならないというわけではございませんで、その指定された都市の周辺の都市も含めてそのエリアの中の都市計画施設用地なら貸付対象になり得る、こういう仕組みにいたしてお

改善を図る必要のある地区とすることで高度利用改発事業を初めといたします面的な開発事業、それから、単に再開発事業のみに限りませんで、個別に行われる事業でございましても、たとえば、公共施設の整備でございますとか公営住宅の用地、あるいは庁舎等の公用の施設用地というようなものに充當することができるよう考へております。

○小野委員 できるように考へておるということですが、現実に終了後の更新用地、種地は、地方自治体の方では財政充実のために使う要素が大きくなつてくるのではないか、したがつてそれらに対する配慮をしておかないと困る場合も出てくるのではないか。というのは、確かに都市機能は更新する、整備されるのでありますけれども、国、建設省が考える建物あるいは仕事に不適当な建物が建つ場合も考えられる、あるいは、地方自治体ではこういう建物を建てたいと言うけれども地域住民が反対する場合も出てくる、そういう問題が出てくるだろうと予想されるのですが、その更新用地の使用目的には建設省は全然関与しないと考えていいですか。

○升本政府委員 やはり制度の趣旨からいたしまして、計画的な整備改善を促進するための用地取得でござりますから、できるだけその目的に沿うように有効に利用できることを期待をいたしております。したがいまして、土地の処分につきましては、既成市街地の計画的な整備改善に資する事業に使うというふうに限定をいたしたいと考えております。これは実際の貸し付けに当たつての準則で定めたいと思つております。

○小野委員 種地を獲得する場合に問題となるのは、事業を遂行するために買い取る必要ですから、かなり無理して買い取る必要が出てくるのじやないか。そうでなくとも地方自治体の土地買収価格はその地域の土地高騰の先鞭をつける、こう言われておるのでされども、その種地の買収につい

て、公示価格との関係で余り極端な場合に、大きな差がある場合に、これを規制するお考へがござりますか。

○升本政府委員 国並びに地方公共団体が公共的な利用目的、公益的な利用目的をもつて土地を取得いたします場合には公示価格を標準とするように義務づけられているわけでござりますので、一応余りに隔たつた価格での申請はあり得ないと思つておりますが、具体には、貸し付けに当たつて個々の案件ごとに市街地整備計画を提出させることになつておりますので、その土地に係る整備計画を提出されることになつております。その時点で十分買取の価格についても検討をさせていただく機会がござります。

○小野委員 私は工場が出ていく場合にはその跡地の買取はそれほどむずかしい価格問題を残さないだろうと思うのです。しかし、そういう用地が

なくて再開発をしなければならない地域は当然事例が当然出てくるだろう、そこに問題が発生する方も多いのじゃないか、そうなつた場合には市場価格より高いもので買わなければならぬ、そしておると思いますので、配慮をお願いしておきます。

次は、貸付金利についてです。
現行法では、都市施設用地六・五%を、工場敷地は五・五%を財投金利より一%減じた金利に改正になるようあります。なぜこの二つに一%の金利差があるのか、二つ目は、なぜ固定金利を財投金利に変更したのか、御説明を願います。

○升本政府委員 第一点の金利の差がなぜ設けられておるのかというおただしでござりますけれども、都市計画施設用地の買取ににつきましては、すでにその土地が街路あるいは公園等の都市計画強化とこれに対する長期低利融資制度の確立を図ること」こういう条項がございます。確かにこの条項に見合つて種地獲得のための法律改正になつたことは私はありがたいことだと思います。ところ

とを考えられるわけでござります。他方、工場等跡地の買取ににつきましては、これは先生からお話をございましたように、工場移転を希望する工場の方から手を挙げてまいります場合が多うござります。そういたしますと、その土地につきましては市当局としてはいま具体的な計画がない場合もあり得るわけでござります。したがいまして、場合によつてはかなり長期間保有せざるを得ないケースもあり得ようかというような配慮から一%の金利差を設けさせていただいたと考へております。

それから、第二点の、現状の法律をもちましてそれを五分五厘、六分五厘という金利を設定をしていただいておるわけございますが、今回これを改めさせていただくことについてでございますが、この資金に充てられます金は、大部分といいますか、借入金特別会計をもつて運用しております。その特別会計の資金貸し付けのための所要資金の借り入れは政府の財投資金でござります。したがいまして、その財投資金の金利がいかにあるかということに大変大きな影響をこうむるわけございまして、金利の性格からいきまして、財投金利が金融情勢によつて昨今のようになります。したがいまして、その財投資金の金利が多いなり大きく動く場合があり得る、動く機会が多いことになつてまいりますと、固定金利にいたしておきますと、財投金利の方がこの制度の金利となり変動いたしてまいりまして、まず下がりまして、それからまた上がりまして、また下がりまして、いろいろその当時の経済情勢、金融情勢に連動するよう財投資金の金利が変わつております。したがいまして、そのような状況下におきますと、この制度におきましてのみ固定金利にいたしておきますと、財投金利の方がこの制度の金利より上がつてしまつてこれを下げるために一般会計の金が投入されなければなりませんし、逆に財投金利の方が下がつてしまつてまたこの制度につきましては余裕金が生じてしまうというような感じがござります。したがいまして、これは単にこの制度のみではなくて国の金利体系、金利政策全般の中の一環としてこの制度も考えさせておきますと財投金利との間にかなりの懸隔が出る場合も考えられるわけでござります。したがいまして、これからこの制度によります資金の十分な確保を図つてまいりますという観点からいたしまして、財投金利に連動させるということを基本に考えて資金の確保を図つてまいるのが上策ではないかというふうに考えた次第でござります。

○小野委員 答申書の3の(6)項に、「再開発に活用する種地を確保するため、土地の先行取得制度の強化とこれに対する長期低利融資制度の確立を図ること」こういう条項がございます。確かにこの

ことはそう長期を要さずとも、四年ないし五年ぐらいいのタームで実現の運びに至る確率が非常に高

ります。ところが、四十七年九月以降財投金利がかなり改正になつておらないのでありますけれども、これは端的に財政的理由だけなのです。

○升本政府委員 制度を設けられました四十一年時点から数年間、四十七年に至りますまでの間の経緯を見ますと、財投金利が六分五厘でずっと固定をされておりました。したがつて、そういう金融政策上の配慮からだと思ひますが、固定されたおりました財投金利を前提としてこの制度が成立したというふうに私ども理解できるわけでござります。ところが、四十七年九月以降財投金利がかなり変動いたしてまいりまして、まず下がりまして、それからまた上がりまして、また下がりまして、財投金利が変わつております。したがいまして、そのような状況下におきますと、この制度におきましてのみ固定金利にいたしておきますと、財投金利の方がこの制度の金利より上がつてしまつてこれを下げるために一般会計の金が投入されなければなりませんし、逆に財投金利の方が下がつてしまつてまたこの制度につきましては余裕金が生じてしまうというような感じがござります。したがいまして、これは単にこの制度のみではなくて国の金利体系、金利政策全般の中の一環としてこの制度も考えさせておきますと財投金利との間にかなりの懸隔が出る場合も考えられるわけでござります。したがいまして、これからこの制度によります資金の十分な確保を図つてまいりますという観点からいたしまして、財投金利に連動させるということを基本に考えて資金の確保を図つてまいるのが上策ではないかというふうに考えた次第でござります。

○小野委員 それは保留いたしまして、次に質問いたしました。現在までの貸出件数、貸出金額、その事業の中でも再開発事業が終了した地域の数、現在進行中のもの、その件数を御報告願います。

○升本政府委員 再開発事業と直ちに連動させたデータをいま持ち合わせておませんので直のお答えにならなくて恐縮でござりますけれども、ちょっとと具体的な例で御説明させていただきますと、工場等の敷地の買取をいたしましたのが七十

数件ございますが、そのうち具体にその土地がどういうふうに使われていったかということを二、

三御説明させていただきたいと思います。

たとえば、いま東京の亀戸、大島、小松川地区という江東地区に防災拠点と称しまして土地の整理と防災拠点たり得る建築物の建築をやつております。これは市街地再開発事業で実施をいたしておりますが、この事業の底地用地の一部を工場跡地等買い取りで買い取りましてこれを事業に売却する。したがつてこの事業用地として使われているというケースがございます。同様のケースが、

東京の白鬚東地区とか、さらに大阪の淀川リバーサイド地区というようなところにございます。それから、そのほかにも公園の用地あるいは住宅の用地、さらに教育施設の用地等に充当されている例が全体で四十九件ございます。

○小野委員 私の聞きたかったのは、現在償還方法として三年あるいは四年の据え置きで十年といふことになつております。この再開発事業が十年間で終了しておるのかどうか、これが私の聞くことになります。この再開発事業が十年間で長期融資制度を確立し、こう答申しておるにもかかわらず、今回それが十年で変わることない、こういうことでありますので、再開発事業の実態と十年の償還期間というものが適当なのかどうか、現場の実態からお聞きいたします。

○升本政府委員 再開発事業のための種地として買取るわけでございますが、この五年なり十年なりの間は、あるいは再開発事業が実施の運びにまで至らないかもしれません。その間はこの低利の資金でつないのでおくということでございまして、地方公共団体がこの資金をもつて買取った土地段階に参りますれば、今度は再開発事業の資金で、再開発事業の方に売られる形になります。そこで資金が回収されるということでございまして、五年なり十年なりの間に、今後種地が具体的な再開発事業に役立ち得るということは、これは大体そのような年度幅の中でおさまり得るのでは

ないかというふうに考えておるわけでございま

す。

○小野委員 各都市の再開発事業を見ますと、五年や十年で終了するという例は非常に少ないとやらないかと思います。かなり長期に行われております。これは市街地再開発事業で実施をいたしておりますが、この事業の底地用地の一部を工場跡地等買い取りで買い取りましてこれを事業に売却する。したがつてこの事業用地として使われているというケースがございます。同様のケースが、

やはり考

えて

お

る

よ

う

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

慮

す

ま

で

考

摘要でございますけれども、やはり都心もしくはそれに準ずるような地域が対象地域になつております。したがいまして、その間の各権利者の御意見を調整しながら進まなければならぬ事業でござりますので、その面で大変時間並びに労力を要する仕事となつております。

それから、再開発事業におきましては、当然にその地域の土地の高度利用を図るという観点から、必要な都市施設、公園、空地等の都市施設を準備、整備いたしますと同時に、やはり相当の容積を持った建築物の建設をいたしてまいらなければなりません。そのためにはかなりの資金も必要になります。したがいまして、自治体の財政状況等からの、財政の負担という点からの事業の進行に対する影響ということもございます。大体そのようなことから、私どもが願つているようには再開発事業の進行が行われていないという状況でございます。

○小野委員 再開発事業を目的別に見ますと、防災、交通、商店街の再開発あるいは住宅が考えられますけれども、その中で目につくのは、駅前再開発といいますか、商店街の再開発は目につきますがれども、その他は余り目につきません。したがって、おくれておる部分、防災と住宅、これはなぜおくれるのか。いまの答弁によりますと、個人の貸借関係その他の件数が余り多いもので進まないということであるとすれば、同じ法律の中でおくれる部分と進む部分が出てくるとすれば、当然これに対する配慮の違いが出てこなければならないと思うのですけれども、そういう考え方は間違いかどうか、当局の考え方を聞きます。

○升本政府委員 再開発は、確かに駅前等の繁華街においては比較的につき、住宅地区については進行が遅いようだというのは御指摘のとおりでございます。現在再開発事業におきましては、そこに現存しておられる各権利者に、現存の各権利に

見合う価額の建物との土地に対する権利を交換にお譲りするというたてまえで仕組まれております。なお建築物の床面積の一部に余裕があれば、その余裕分は第三者に売却することによって事業に必要な資金の相当部分を回収するという仕組みになつておりますので、結局でき上がつた建物を第三者に売却しやすい条件のところが再開発事業の採算性としてはすぐれている土地になるわけですがございまして、そのようなことから市街地の中心部あるいはそれに準ずる地域が再開発事業適地になつてゐるという状況はございます。

そこで、御指摘のようにそのように地域によつて差があるならば当然国の助成策としても考えるべきではないかということをございますが、そのような観点から、国といたしましても再開発事業に対する国の助成策、補助金をおきまして、住宅が相当部分収用できる再開発事業をおきましては、これは通常の他の再開発事業よりは補助金の補助対象の範囲を広げるということによつて、全体としての補助金額が高くなるように努力をしておるわけでございます。

○小野委員 住宅地域の再開発がおくれておる一つの理由として、等価交換の原則が貫かれるといいますか、それがあるからだと言われております。当然新しい建築物に相当する自分の土地、自分の土地に相当する新しい建築物、それを比較いたしまますと、かなり面積が小さくなるあるいは住まいが小さくなる、こういうことから住宅の再開発がおくれておる、こう言われておるのですけれども、その床面積確保のために、推進するためには、どういふ具体的な政策があるのですか。もしないとすれば、それに対する財政援助政策が必要と考えますけれども、いかがなものでしょうか。

○升本政府委員 先ほど御説明申し上げました通り建築物に対する国の補助のたてまえでござますが、再開発事業をもつて公共施設の整備、あわせて建築物の建築をいたすわけですが、建築物の建築に要する費用のうち、その設計等を

既存の建築物を除却し整地いたしますため、あるいは店舗経営者に對して一時的な仮店舗を建設するための費用等、いわゆる土地整備のための費用、それから大きな建築物、高い建築物になりますので、当然いろいろな水道その他の複雑な供給施設が付置されることになるわけでございますが、そのような供給処理施設の設置あるいは消防施設、避難施設といったようなものの設置に要する費用、これはいわば建築物に入られる方々が共同で使われる施設の整備費、こういったものにつきましては國の補助対象として取り上げさせていただいておるわけでございます。これらを補助対象といたします場合に、一般的の再開発事業と、あるいは先ほど来申し上げました、つくり上げました建物のうち、従前の権利者以外の第三者に分けられる床面積、この床面積の使い方におきまして三分の一以上が公的住宅に使われるというようなプロジェクトにつきましては、ただいま申し上げました各項目についてさらに上積みの項目を補助対象項目として、結果として補助金額がかなり上回るようにならしておるわけでございます。

午後零時三十二分開業

○北側委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○貝沼委員 都市開発資金の貸付けに関する法律案の一部を改正する法律案について質問をいたします。初めの予定では都市再開発の問題をやって、それから法案に入ろう、こういう予定でありますたけれども、時間もちょっと少なくなつたようでありますので、時間ががあれば都市再開発の方をやることにして、法案にすぐ入りたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

そこで真っ先に承つておきたいと思いますが、先ほどからこの法案につきまして、またこの法律ができてから十三箇四年たつておるにもかかわらず云々という話がよく出てまいりましたが、この間、この運用については何の支障もございませんでしたか。

○升本政府委員 制度発足四十一年以降現在に至りますまでの間におきまして、私ども特段の支障ということは承つております。

○貝沼委員 支障というのはこの法律を使うという意味だけではなく、たとえばこの運用に当たつてしまいの点が出てきた、そういうことはございま

せんでしたか。

○升本政府委員 発足以来買取の適用対象地域が限定されておりましたために、対象地域を広げるべきではないかという趣旨の御要望は承つてまいりましたけれども、その他特段この運用に当たりまして具体的御要望を承つたという記憶はございません。

○貝沼委員 ないのじゃないのですよ、あるのですよ、実際は。それはたとえば去年の会計検査院の報告でも指摘されておるわけですね。ちゃんと御存じだろうと思ひますけれど、「都市開発資金の貸付けが不当と認められるもの」というのがあります、これは御存じありませんか。

○升本政府委員 検査院の御指摘は、実際の貸し付け事務にかかる手続の違い等につきまして、御指摘を三例にわたつて承つたことはござります。

○貝沼委員 それは何もなかつたということになりますか。

○升本政府委員 先ほど来からいろいろ御指摘をいただいておりますように、地方公共団体の御要請に対しても、私どもはこの制度運用に当たり、その御要請に応じかねたとか、あるいは資金をもつて買取るべき土地が買取りの手続において買取り得なくなつたとか、あるいは著しい使い残りを生じたとかというような問題はなかつたようになります。

○貝沼委員 これはただ承る程度ではいけないのですよ。この監督は建設大臣ですね。この法律の名前見ましょ。都市開発資金特別会計法で指定されておる特別会計であります、この資金の運用についても責任はどこになりますか、建設大臣じゃありませんか。

○升本政府委員 建設省所管の特別会計でござりますので、建設大臣の監督に属するものでござります。

○貝沼委員 したがつて、これは省として厳粛に受けとめなければならない問題であつたはずであります。ところが余り記憶に定かでないような答

弁をされますと、果たして本気になつて取り組んでいるのかどうか、非常に疑わしい面がございま

す。ここに私は当局の姿勢があると思いますが、いかがですか。

○升本政府委員 会計検査院から御指摘をいたいた事項につきまして具体的おただしをいたいで恐縮でございますけれども、今までの運用の実態につきましては、つぶさに御報告を申し上げる用意をいたしております。

○貝沼委員 この指摘をされたことについてどういう反省をしておるかということと、それからさ

らに、こういうことは今後起こり得ないという確信があるかどうか、どういうふうに指導していくか、その点について伺いたい。

○升本政府委員 検査院から御指摘をいただきましたことにつきましては、私どもえりを正して十分これから運用に留意をいたしてまいらなければならぬと考へております。今後とも、この制度的的確な運用、効率的な資金の活用について十分留意をいたしてまいりたいと考えております。

○貝沼委員 この法律に關係してさまざま法律

があるわけですから、たとえば、都市開発資金の貸付けに関する法律の施行令とか、さまざま御要請に応じかねたとか、あるいは資金をもつて買取るべき土地が買取りの手續において買取り得なくなつたとか、あるいは著しい使い残りを生じたとかというような問題はなかつたようになります。

○貝沼委員 これはただ承る程度ではいけないのですよ。この監督は建設大臣ですね。この法律の名前見ましょ。都市開発資金特別会計法で指定されておる特別会計であります、この資金の運用についても責任はどこになりますか、建設大臣じゃありませんか。

○貝沼委員 それからもう一点は、これは直接この法律と関係するわけではありませんが、市街地再開発のことによく起ころる権利の主張の問題であります。

○貝沼委員 一般的、たとえばの話であります、倉敷駅前の市街地再開発事業というのがございまして、このこと

のことについて再審査請求というのが出されておるわけあります。建設大臣あてに五十四年一月

にこの再審査請求というものが提出されたわけであります、その後全然所要の手続がとられない。

そうして、ずいぶん時間がたつてからようやく建設省は腰を上げたというふうになつておるわけであります、この所要の手続をとられたのはいつですか。

○升本政府委員 御指摘の件は五十四年の一月十九日に建設大臣あて処分に対する再審査の請求が提起されております。その後五十五年、本年一月二十四日におきまして、審査請求の当事者でございました岡山県知事及び倉敷市長に対しまして書類の提出を要求いたしたところでござります。これを受けてまして今年一月三十日岡山県知事から、並びに二月九日倉敷市長から書類の提出を見ておりまして、二月二十一日、私どもの方から再審査請求人に対しまして、倉敷市の市長に關し再審査請求書にさらに追加して申し述べるべき主張がある

とやかく言おうとは思つておりませんが、たゞいま御答弁がありましたように、一年間もこれはおつぱり投げられているわけですね。行政というものは、こういう法的手続を踏んで再審査請求が

出されておるにもかかわらず一年間おつぱつてお

いて適当なものかどうか。このことを考へると私ははなはだ不適当であると思うわけであります

のです。ですから、率直にこれは長過ぎたとい

うことを認め、今後こういうことはやらず、まじめに取り組んでいくという姿勢をここに披瀝して

いただきたいと思います。

○升本政府委員 おたたしのとおり、再審査請求等がございました場合、私どもができる限り短時間、短期間にときまして適切な判断を下すべく準備を整えなければいけないことは御指摘のとおりでございます。

○貝沼委員 大臣、このよう行政の姿勢につい

て私はいま申し上げたわけでありまして、そのこ

と一つ一つについて深入りする気は毛頭ありません。今後参考にしていただきたいと思います。

さて、この法案の中身でありますが、午前中も

る質問がありましたけれども、何点か私も質問を

してみたいと思っております。

まず初めに、今まで十四年間の実績であります

すけれども、この貸付実績というものが思つたよりも少ないのではないか。これは先ほども指摘がございましたが、こういうような感じがいたしました。たとえばこの法律ができる昭和四十一年のときに、当時の瀬戸山建設大臣は、「これはできるだけ資金量をふやさないと、この制度のほんとうの生命というものは出てこない」、「資金が多くなる」とによつて生きてくる。こういうことを言つております。また四十一年度ですら、この瀬戸山大臣は、当時予算の要求額といたしまして二百億円は必要だと主張したようでありますけれども、当時はたつたの十五億円にとどまつた。非常に残念な考え方方が議事録には残されておりますけれども、こういつたところから見て、最近は四百億とかというのは非常にふえておるような感じがしないであります。しかし、日本の都市再開発といふ面から見ればこれまた微々たるものである。そこで、こういうようないまでの実績を見て、ああこれですばらしく進んだという感じなのか、それとも、まだまだこれでは少ないのでもつとふやしていかなければならぬという感じなのか、まあこれぐらいのものだという感じなのか、その辺の感触を承りたいと思います。

○升本政府委員 昭和四十一年発足以来五十三年度末までの間の累計でございますが、面積で五十五十八万七千平米、金額にいたしまして一千六百二十八億九千八百万円を使わせていただいております。おだだしのように、この間の実績といたしましては確かに私どもが期待いたしております。下回った数字というふうに認識をいたしております。私どもといたしましては、将来にわたりこの制度の活用が一層図られるように努力いたますし、またそのような情勢になることを期待いたしたいと思います。

ただ、私ども考えますに、この制度は大変有効に使われておりますが、重要なことは、これは大きな意味の都市再開発のための用地の先行取得でございます。したがいまして、都市の再開発事業がこれからさきにスケジュールを追つて進展していく

くような状況になることが先決要件ではないかとうふに考えております。そういう意味合いにおきまして、先ほど来御説明申し上げましたように、諸般の再開発事業の推進を含めまして再開発の制度 자체全体がさらには進展するよう私ども努力いたさなければならぬと考えております。

○貝沼委員 そんなことはわかつておるのです。初めそういう関係から再開発の問題を私はやる予定だったのです。だが、そこはもうはしよりましたので、それでいま局長から話がありましたが、それはそのとおりです。そのとおりであります。それにしても額は少ないじやありませんか、こういうことなんです。

そこで今度は各県別にずっと見てみますと、これまで少ないです。本当に少ない。そして各県に、なぜこんなに少ないのか、再開発をやる気持ちはないのかと聞いてみると、やりたいと言うのです。やりたけれども使えない、この金は。なぜ使えないかというと、基準が厳し過ぎる、だから使えない。たとえば、道路十八メートルの幅だとか、あるいは一つの面積が十ヘクタールとか、こんな大きなところなんか、市街地でも出ればあるかもしねいけれども、ない。したがつて、りっぱな制度は制度であるだけれども、実際使おうと思うと、ひつかからない、こういうことで、要求すること自体がもうできない、こういうふうに言つているのですね。したがつて、そういうところからこの基準の緩和という問題が出てくるのだろうと思います。が、とにかく、この要求額あるいは今までの実績、各県別に見ましても、物すごく少ない。工場等の敷地などを見ましても、たまたの五県だけですね。あるいは都市施設用地でも、この十三年間、五十四年度まで含めてでありますが、この間、たとえば一県でたつた三回だと二回だとか一回だと四五回だと、こういうのが多いわけですね。したがつて、これは制度はよくても余り使われていない、これが実情だと私は思いますが、この間、たとえば一県でたつた三回だと二回だとか一回だと四五回だと、こういうのが多いのです。したがつて、それに対する工夫がなされなければならぬと思いますが、これについてはどう

○升本政府委員　都市施設用地買い取りの場合の貸付対象となります施設は、四十一年度の制度創設時から現在に至るまで変わってまいっておりまます。創設時におきましては、車線数四以上の自動車専用道路、車線数六以上との他の道路、それから面積三十ヘクタール以上の公園ということになつておりますけれども、四十六年度におきましてさらに計画処理人口十万以上の下水道、終末処理場が対象に加わりました。同時に公園の面積が三十へクタールから十へクタールに引き下げられたといふうに、順次貸付対象の基準を緩和し、対象を広げてまいつておる経過がござります。ただいまのところは、いまの時点におきましては、おだなしのように、各種の要望を踏い得るほどの基準緩和にはあるいは至つていないかもしません。しかし、現時点におきましては、この基準をもつてできる限りの効率的な資金運用を図つてしまりたいというふうに考えておる次第でござります。

○貝沼委員　その辺を緩和しなければ、これから先も恐らくあえないでしよう。ですから、これはりっぱな制度ですから、制度であつていいでしょうけれども、余り効果はないということです。それを指摘しておきたいと思います。

それからもう一点、この法律の第一条に三号がついたわけであります、さらにこの三号ハですね、「人口の集中の特に著しい政令で定める大都市の既に市街地を形成している区域内の土地」こういうふうに土地が指定されておりますが、まずここで問題になるのは「政令で定める大都市」そしてさらにそこの中の「区域内の土地」これについては別に、たとえば施行令等で定めるわけであります、政令で予定いたしておりますのは、地方自治法の二百五十二条の十九第一項の指定都市、いわゆる特別の権限を持ちます大都市でござ

○貝沼委員 その都市の名前はわかりました。新しく広島、北九州が入っておりますが、さらには「区域内の土地」とあるんですね。土地なら何でもいいのかということです。そこに基準があるのではないか。す。

○升本政府委員 ただいま申し上げました指定された大都市のすでに市街地を形成している区域内の土地ということでございますので、この大都市内の既成市街地及び隣接するD·I·D、人口集中地域に属する地域の範囲というふうに御理解をいただきたいと思います。

○貝沼委員 そうすると、土地の広さは、たとえば一ヘクタールでも構わないわけですか。

○升本政府委員 ただいまの一応この買い取りの対象となる土地の所在する地域の広がりを申し上げましたけれども、さらに三号の規定の柱書きのところで、ただいま申し上げたような地域の市街地の区域内における政令で定める高度利用地区の区域その他の区域内にあり、「こう制限いたしております。したがいまして、ただいま申し上げました都市の市街地の広がりの中で都市計画法に基づきまして高度利用地区と指定された区域がござります。その区域内の土地に所在する土地といふうに御理解いただきたいと思います。

なお、高度利用地区並びにその他の地区とござりますのは、今後の政令の定め方でございますけれども、一応この高度利用地区に準じた性格の都市計画上の地区設定を行われましたならば、その地区を対象に考えたいというふうに考えておる次第でございます。

○貝沼委員 この施行令の第三条に今までの法第一条第三号の分についてはちゃんと定めてありますけれども、この三号についてはありませんので、政令で別に書くのではないかと思ったものであります。したがいまして、東京、大阪、名古屋のほか、札幌、広島、北九州、福岡、さらにいまの三大都市圏に含まれる横浜等はもちろん含んでおります。

すから、これを尋ねておるわけであります。それは必要ないわけですね。

○升本政府委員 政令で先ほど申し上げました大都市の指定を行ふ予定をいたしております。

○貝沼委員 では、それはわかりました。

それから次に問題になりますのは利子の問題です。これは私はすいぶん問題があると思います、恐らく大蔵省に押し切られたんだろうと思ひますけれども。たとえば特会がありまして、その特会は資金運用部資金を借りる。その場合に借入利息を払う。この利息は恐らく預託金利と同じ利息になるであります。そうしてさらに特会から今度は地方自治体に対して貸し付けを行う。この場合の貸付利息については今まで法律で五・五%ないし六・五%と決めてあつたわけです。ところが今度は、この借入金利を超えない範囲で運用するといふふうに改めるようありますから、これは恐らく下に行くことはないのであつて、超えないといふのは、大体同じ利息を考えるんだろうと思うのです。いま七・一五%でありますから、七・一五%に大体持っていくんだろう。そうすると、市町村が借りることになるわけですね。こういうことを恐らく考えておられるわけあります。ところが、これで不都合な面は何が起るかといふと、まず第一に、この都市開発といものは緊急かつ大事な事業である。したがつて先行取得をしても、方針公団体から見ますと、これはやはり一つの地方起債でございます。したがいまして、一般の地方債と同じ金融のベースに立つものといふように理解すべきものかと考えております。したがいまして、この資金コストの変動にあわせまして変動をすべき形に直させていただいたという経緯がございます。ただいまおたどしのように、当初から要求をしたのかというような御指摘でございましたけれども、私どもいたしましてはもちらん今までの制度を前提とした要求をいたしました次第でございます。

○貝沼委員 そこで、大蔵省に伺いたいわけでありますが、大蔵省は財政難を理由にしてこういう締めつけをやつてくるのは私ははなはだしからぬと思うわけです。そこで、公定歩合その他の引き上げが行われた、あるいは変動した場合に、この預託金利の決定が行われるまではどういう方法で

た、三月はまた違うペーント、こういうことを

いたします。非常に繁雑である。地方自治体は、高い利息を掛けた土地を買つたり、安い利息の土地を

買つたり、常に起こるわけです。ところが、地方自治体のことなんか考えずに、そして特別会計を

二千万組んでありますが、この六億二千万の利子補給をするのを、一般会計から出すのは出したくないという大蔵省の考え方があつて、そして恐らく出てきたんだろうと思ひますが、とにかくこういうややつこしいことをやつていますと、この制度はなかなか運用がむずかしくなつてくる。こういうふうに私は考えますので、まず初めに、この利子の連動制ということについて、建設省は切りたい。

○升本政府委員 この都市開発資金の借り入れをいたします地方公共団体の側から見れば、御指摘の点がいろいろございましょうと思ひますけれども、方針公団体から見ますと、これはやはり一つの地方起債でございます。したがいまして、一般の地方債と同じ金融のベースに立つものといふように理解すべきものかと考えております。したがいまして、この資金コストの変動にあわせまして変動をすべき形に直させていただいたという経緯がござります。ただいまおたどしのように、当初から要求をしたのかというような御指摘でございましたけれども、私どもいたしましてはもちらん今までの制度を前提とした要求をいたしました次第でございます。

○貝沼委員 そこで、今回七・一五%になつておりますが、これは九月からなつておるわけですね。ということは、八月に公定歩合の引き上げがあり、そしてたとえば定期預金が六%とか長期プライムレートで八・二%とか、こうなつておる。その後さらに五十五年一月ですね、また上がつてきておる。そして、先ほどお屋のニュースによりますと、物価対策上、また公定歩合の引き上げというニュースが出ておる。こういうことを考えますと、この公定歩合というのが上がっていくに従つて資金運用部資金の貸出金利といふものは上がる可能性が十分ある。そのあらわれがこの法律に超えてはならないという言葉で出たんだろうと思うのですが、どうも大蔵省はこれを取つ払うことを主張したがつて、この利子を法律で定めておくということは、長い目で見た場合、政策目標から考えて正しい、私はこう思つておるわけなんです。ところが、どうも大蔵省はこれを取つ払うことを主張したがつて、この利子を法律で定めておくというふうにはなつておるでしようけれども、こういう連動制に法律が出てきたということで私は非常に不満に思うわけあります。主計局としては、たらしく、建設省と相談の結果なつたというかつてならばこの都市再開発という政策目標、その政策の優先順位というものは後退したのか、この点についての判断を伺いたい。

○保田説明員 端的に申し上げまして再開発事業に対する大蔵省といいますか、建設省なども含めましたが政府全体の姿勢が後退したというふうにはなつておるであります。したがつて何とか考えておりません。

におきまして貸付対象の拡大ということをいたしておるわけでございまして、それと金利の運動制といふことをワンパッケージと考えておりますと、政府の姿勢が必ずしも後退したというふうにきめつけられるのははなはだつらいといふところでございます。

○貝沼委員 私が言つているのは、結果的には後退であります。要するにこの法律案の第二条第一項の後半の方、「かつ、前条第一号の土地に係る貸付金にあつては、特にその土地の買取りが促進されるよう配慮して、政令で定める。」こうなつておるわけであります。これじや促進なんかされないのです、利息が高くなつたら、片方でアクセルを踏み、片方ではブレーキを踏んで、これじや実際動かない、そういうことを私は言つておるわけであります。したがつて、いま後退したとは思わないといふことであります。わが国の政府がやらなければならぬ政策の優先順位として、本來なら一般会計で全部そういう土地は買つてもいいはずなんですよ。それをいろいろなむずかしい計画をつくつた方がいいといふのでわざわざ特別立法をしたわけでありますから、しかも、その場合に利息を払うのは、土地を持つてゐる人が払うとかなんとかじやなくて地方自治体が払うわけであつまして、國の一般会計も、地方自治体のお金にしても、これは國の金であることは間違いないのですから、したがつて、片方にしわ寄せされるようなやり方は、かえつて開発が進まない、こういふうに私は思うわけであります。したがつて、そういう観点に立てば、利子の運動性といふことは優先順位に対する考え方方が変わつたものである、こういふうに判断せざるを得ないわけであります。この点はいかがですか。

○保田説明員 お答えいたしました。先ほども申し上げましたように、今回の改正につきましては、今回の金融情勢のもとにおきまし

ては金利の引き上げということになりますけれども、同時に貸付対象の拡大ということはどうしてもそこはワンパッケージで考えていただきたい、姿勢が必ずしも後退したといふうにきめつけられるのははなはだつらいといふところでございます。

○貝沼委員 私はだんだんいきり立つてくるけれども、私はだんだんいきり立つてくるわけですが、財政難財政難と言つたって地方自治体が払うのですよ。連動させれば地方自治体が利子を払うのです。これを法律で法定化しておけば國の一般会計で利子補給をする、どつちにしたつて同じことなんです。それを國の一般会計から払いたくないから、地方自治体に持たせる。それなら、地方自治体は財政難でないのかと考へると、やはり財政難なんですね。そうでしょう。だから財政難という理由はおかしいですよ。

それからさらに財政難と言ふからもう一言言ひますと、そういうことになると、たとえば先ほど言いましたように、ある市町村では、ある県では一つの土地を買つた場合に、安い利息で買つたところが、隣のところでは高い利息で買つた、これは時期的に相違が出てきますから。そうすると、それに携わつた事務員が、あの人は先見の明がないから利子の変動がどうなつてゐるかわからぬから、あんな利息の高い物を買つたのだ、こういうことになつて、地方自治体では、たとえば特別会計から言ふならば借入金利であります、資金運用部の貸出金利の変動を常に見ていてはならないのです。それだけの作業を地方自治体でやらなければならぬということは、果たして得策ですか。

○保田説明員 お答えをいたします。土地の値上がりが期待される場合には、取得価格が仮に高くといいますか、それに伴つて必要になる金利のコストが若干高くとも、将来これを処分するときの価格が非常に高いといふことであれば、地方公共団体が仮に若干高い金利での借り入れをしましても、その処分価格によつてこれを賄うことが可能なのではないか、こういふうに思ふのですが、いかがでございましょうか。

○貝沼委員 そういうのを暴論といふのですよ。大蔵省の主計局がそんな考え方を持つていたら日本本の土地なんか天井知らずに上がりりますよ。あなたが言つてゐることはインフレ政策ということであります。そんなことを人がわからず聞いてゐるところです。そのままおつしやるやり方で言うなら、都市再開発ならば下がつた場合どうするんだ、こういう話も出でてくるのです。だけれども、下がつた場合より上がる場合がこれから多いといふ見通し。いまのところです。あなたのおつしやるやり方で言うなら、都市再開発は進まない。それから、一般会計から利子補給をしましても、そのおつしやるやり方で言うなら、これが貸し出しをいたしますときの金利を法定しておることにはかなりの部分がカバーされる、そういうこともひとつ御勘案をいたいで、お許しをいただきたいと思います。

○保田説明員 まだ許すわけにいかないね。そういうことで、いまのやり方はおかしいのです。それなら下がつた場合どうするんだ、こういう話も出でてくるのです。だけれども、下がつた場合より上がる場合がこれから多いといふ見通し。あなたがおつしやるやり方で言うなら、都市再開発は進まない。それから、一般会計から利子補給をしましても、そのおつしやるやり方で言うなら、これが貸し出しをいたしますときの金利を法定しておることにはかなりの部分がカバーされる、そういうこともひとつ御勘案をいたいで、お許しをいたいと思います。

○保田説明員 お答えいたします。先生御指摘のように、法律で政府関係機関その他の貸し出しをいたしますときの金利を法定しているものもございます。ストレートに決めているものは非常に少ないあるいは限度だけを決めてい

るものも非常に少ないわけでございまして、法律をもつて固定的な金利を規定いたしておりますのは、たとえば農林漁業金融公庫の農地等取得資金貸付等でありますとか、あるいは住宅金融公庫の貸し付けの一部のものでありますとか、むしろ例外的なものでありますて、その主流は、やはり調達コストの変動に応じまして貸付金利も動くのがむしろ本則なのではないか、こういうふうに考えております。

○員沼委員 とにかく大蔵省にこの市町開発等のことをやつてきたにもかかわらずこれが進まないということが先ほど来の議論であり、しかも進むだところは、たとえば商業地であるとか駅前であるとか、こういう将来採算の合うところだけが出てきているのであって、住宅は進まないところがあるのです。どうして賃住接続の住宅の再開発ができないのですかといふことが一番の問題なんですね。そのためには売りたいところを安い金で早く土地を買わないとできないということがあるから、こういう立法がなされておる。ところが片方で利息は運動させるとか、そんな形で取つ払つれてくるとなかなか進まないので、もう一度考えていただきたいと思います。

それからもう一点は、法律上の問題でありますが、五・五%ないし六・五%と法律で決めてあることは、国会を経てこの利率が決まるということであります。ところが今度は政令にゆだねるということは、国議を不必要とするという意味であります。しかもがつて、これはそれほど軽々に変えていい内容ものかどうか、こう考えたときに、私ははなはな疑問がございますので、なぜこれを法定制を緩和しなければならないのか。法定制緩和しなくて別の方針はあるのではないか、こう思いますが、この点はいかがですか。

も、これを今回政令に譲らせていただきたいといふ趣旨は、先ほど來の御説明にもございましたよう、ただいまのこの特別会計の原資は財政投融資でございます。したがいまして、財投の金利に運動的に動くという形になりますと、それを対応として考えてまいりますと、先生の御指摘のようにその時点の金利の情勢によつて変動をし得るものでございます。これをその時に応じて的確に動きさせていくということから、法定を前提として考えると非常に無理が生ずるケースがございます。したがいまして、法律では大ところの基準をお決めをいただきまして、その枠内で政令をもつて運用するという形をお認めいただきたいといふのがこの改正の趣旨でございます。

でも一%減ずるとちゃんと書いてあるでしょう。そんなものの定めるところなんかないじやありませんか。七・一五%だつたら六・一五ということでしょう。決めることつて何があるのです、そのままでストレートでいくなら、どうじやありませんか。ところがわざわざ取つてしまつて政令で定めます。政令で定めるというのは、要するに資金運用部資金の貸出金利、特会からいけば借入金利、これを基準としてそのままにいたします、それから工場跡地、第一条の一号についてはそれより一%低くいたします、こういうことなんでしょう。それでほかに何を決めるのですか、何も決めることないかないじやありませんか。

○升本政府委員 御審議いただいております法律案におきましては、貸付金の利率は、この都市開発資金金融通特別会計が借り入れる借入金の利率を超えないように配慮して政令で定める、こう規定してございます。したがいまして、この上限は法律で基準を定めていただいたわけござりますけれども、あと、その上限の以内でどのように定めるかは政令におゆだねいたしたものというふうに理解をいたしております。

○貝沼委員 ですから私は、何も一%とはつきり決めてしまわないで、本当は地方自治体がうろいろしないようにもつと幅を持つて、そして、たとえば公定歩合あるいは資金運用部の貸出金利が何回か変動があつても地方自治体の納めるいわゆる借入金利については余り変動がないようにする、そのパッキンの役目をするための政令で定めるものなら、これはまだ理屈がわかるのです。ところが、ストレートでさつさつさいくものを、それじゃ政府が何をやつているかさっぱりわからぬじゃないですか。もう少しその辺を考える余地はないのですが。

適切な方法ではないかといふうに考える次第でございます。

先ほど来、貸付金の利率につきまして低い方がいいという趣旨の御指摘でございましたけれども、確かに貸付金の利率そのものは低い方がベターであることは御指摘のとおりでございますけれども、私どももこの制度が都市の再開発のための一つの制度であるというふうに理解をいたしますと、この制度を含めた全体としての都市再開発にかかる施策が整合性を持つて発展的に進められるようになりたいと存じます。私どもは一体のものとして全体としての再開発の進行に資するように制度もお願いを申し上げたいと思いますし、私どもの運用も心がけたいと思っております。

○貝沼委員 何もそんなに大蔵省に気を使うことはないのです。

それで、いま答弁がありましたが、たとえば、昭和五十五年度の予算の要求額についての資料がある雑誌に載っておりましたので私はこれを見ました。そういたしますと、五十五年度要求額、一般会計からの繰り入れの分としては、建設省は五億二千万要求したのですね。どうもそちらしいところが変わってきておるというようなこと、それから去年の一般会計からの繰り入れが十億ですね。ちょっと余ったようではありますが十億、こういうようなところから、建設省としてはずっと利用率を決めた方向でいきたかったんだろうと思うのです。したがって、その精神は決して失ってはならないと私は思います。たとえこの法律ができたとしてもその精神は失ってはならないと思つてゐるわけであります。

そこで、最後に建設大臣にお伺いしておきたいと思ひますが、先ほど来言つております都市再開発の政策、しかもその優先順位、こういうものがいささかも変わつていなし、これからもまたその決意でやつていくということの決意、そしてさ

らに今後の運用についての決意を伺つておきたい
と思います。

○渡辺国務大臣　ただいま先生のお話でございま
すが、市街地におきます都市整備、あるいは一方
におきます宅地の確保、それに伴います住宅問題
の解決、こういうような意味におきましては、再
開発は非常に重要な政策であると考えております
ので、いろいろ局長が説明いたしましたような経
緯を踏まえておりますけれども、この委員会にも
再開発法の一部改正等もお願いいたしまして、制
度の上においても、また経費その他の面でいろいろ
な障害がござりますけれども、こういう問題もで
きる限りスマーズに解決ができるよういたしまして
まいりたいと考えておるわけでございます。

四年を経過しているわけでござります。この間の実績をトータルで申し上げさせていただきますと、この制度を使って取得した土地の面積が五百五十八万七千平米、それから金額にいたしまして一千六百二十八億九千八百万円を使用いたしております。件数を申し上げますと、三百九十八件になります。件数を申し上げますと、三百九十八件になります。以上のような実績を上げておりますので、私どもいたしましては、この間の実績としてはまずまずの成果を上げ得たものと考えております。しかしながらこの制度の主要な内容の一部でございます工場等敷地の買い取り等につきましては、多分に工場等からの売り手側の意思が大きいく反映をいたしてまいります。工場等は経済主体でございますから、その時点の経済状況によってかなり変動があることもやむを得ないものというふうに理解をしております。

おきまして、再開発事業を近い将来行なわなければならぬ、そのような土地柄につきましてあらかじめ用地の取得について手当をし、必要な土地を確保できる体制をつくつておきたい、そのためこの資金の貸付対象となる地域並びに土地の範囲を広げさせていただきたい、こういう趣旨でござります。

○瀬崎委員 そのねらいから見てこの法律がうまく作用しているかどうか、この法律そのものが部分効果を發揮したとお考えになつてはいるかどうか、いかがですか。

○升本政府委員 量的には先ほど御報告申し上げたとおりでございますが、この資金をもしまして買い取ります土地は、一つは街路、公園等の都市計画施設の用地として定められた地域の土地でござります。したがいまして、これは数年、大体四五年をタームとして的確に街路、公園等の公共施設の用地に充当されるわけでござりますから、それなりに明確な効果を上げていると考えられます。

（その後工場敷地を亦也でございますが、これも）

○瀬崎委員 この点について、建設省の担当課長がいろいろまとめていらっしゃるのでさらに少し所見を伺つてみたいと思うのです。ジュリストの論文の中では、いわゆる広い意味での都市再開発について、こう評価しています。「既成市街地において再開発を必要としている地域の広がりに比較するとなお不十分な状態にあるといえよう。」といふ前提のもとに、特にいまの市街地再開発事業についてですが「総合的な再開発事業制度として期待された市街地再開発事業についてみれば」「十分な成果をあげえていない。」これは明確に建設省も認識しているわけです。だからこういう資金貸付制度があつても、「十分市街地再開発事業は進まない、その理由は何かだけは明確にしておかなければいけないと思うのですね。そうでないと、いたずらに対象を広げたからといって効果を上げるものではないと思うのです。

まず最初に、では市街地再開発事業で当初政府が期待したものと現実とはほどぐらいいのそれがあるのですか。

○升本政府委員 市街地再開発事業の制度化に当たりまして、量的に具体的な期限を切つて再開発事業の施行量を定めたところはございません。

ただ、よく御承知のとおり、現在のわが国におきます大都市を中心とした都市の市街地の状況は、いざれにいたしましても多かれ少なかれ再開

発を必要とする状況にございます。したがいまして、できるだけ多い範囲で、できるだけ早い時期に再開発事業が執行されることが望ましいという

○瀬崎委員 その進まない理由として小林さんが前提で、制度化並びにその促進を図っているつもりでございます。

挙げてあるのを見ますと、三つか四つあるのですが、まず第一に「再開発計画の欠如と動機づけの不足」というようなものが挙がっているのですが、

このいわゆる「動機づけの不足」というのは、具体的に言えばどういうことを挙げてはいるのでしょうか。

○瀬崎委員 都市開発資金の貸付けに関する法律が施行されて十四年たっているわけであります。したがつて政府としてもこの法律実施の功罪といいますか、メリット・デメリットについてはそれなりにまとめていると思うのですが、どういうふうにその教訓をまとめていますか。

○升本政府委員 おただしのように、この制度は昭和四十一年に発足をいたしまして、現在まで十

実績をトータルで申し上げさせていただきますと、この間の四年を経過しているわけでござります。この間の五十八万七千平米、それから金額にいたしまして一千六百二十八億九千八百万円を使用いたしております。件数を申し上げますと、三百九十八件になります。以上のような実績を上げておりますので、私どもいたしましては、この間の実績としてはまずまずの成果を上げたものと考えております。しかしながらこの制度の主要な内容の一部でござります工場等敷地の買い取り等につきましては、多分に工場等からの売り手側の意思が大きく反映をいたしてまいります。工場等は経済主体でございますから、その時点の経済状況によつてかなり変動があることもやむを得ないものというふうに理解をしております。

おきまして、再開発事業を近い将来行なわなければならぬ、そのような土地柄につきましてあらかじめ用地の取得について手当をし、必要な土地を確保できる体制をつくつておきたい、そのためこの資金の貸付対象となる地域並びに土地の範囲を広げさせていただきたい、こういう趣旨でございます。

○瀬崎委員 そのねらいから見てこの法律がうまく作用しているかどうか、この法律そのものが十分効果を發揮したとお考えになつてはいるかどうか、いかがですか。

○升本政府委員 量的には先ほど御報告申し上げたとおりでございますが、この資金をもちまして買い取ります土地は一つは街路、公園等の都市計画施設の用地として定められた地域の土地でございます。したがいまして、これは数年、大体四、五年をタームとして的確に街路、公園等の公共施設の用地に充当されるわけでございますから、それなりに明確な効果を上げていると考えられます。

それから工場敷地跡地でございますが、これにつきましては、大部分が確かに都市の施設用地として定められた地域柄ではございません。しかしながら工場跡地を取得できることによつて、今まで必要とされながら計画づけられていないかつた公共施設関係の用地に充当することもできますし、また現実に再開発事業あるいは公園、住宅、教育施設等の用地に転用をされております。

○瀬崎委員 いや、私が質問したのは、いわゆる総合的な再開発事業として非常に政府が期待したはずの都市再開発法に基づく市街地再開発事業は、こういう資金貸付制度があつたからといって必ずしもそう進んだわけではないのではないか、こういうことをお尋ねしているのです。いかがであります。

○升本政府委員 御指摘のとおり、現在までの実績から見ますと、この資金をもつて買いついた土地の多寡によつて再開発事業の進行が著しく左左には、されたというほどの影響を持つところまでには

○瀬崎委員 この点について、建設省の担当課長がいろいろまとめていらっしゃるので少しそ所見を伺つてみたいと思うのです。ジユリストの論文の中では、いわゆる広い意味での都市再開発について、こう評価しています。「既成市街地において再開発を必要としている地域の広がりに比較するとなお不十分な状態にあるといえよう。」といふ前提のもとに、特にいまの市街地再開発事業についてですが「総合的な再開発事業制度として期待された市街地再開発事業は進まない、その理由は何かだけは明確にしておかなければいけないと思うのですね。そうでないと、いたずらに対象を広げたからといって効果を上げるものではないと思うのです。

まず最初に、では市街地再開発事業で当初政府が期待したものと現実とはどのぐらいいのそれがあるのですか。

○升本政府委員 市街地再開発事業の制度化に当たりまして、量的に具体的な期限を切つて再開発事業の施行量を定めたということはございません。ただ、よく御承知のとおり、現在のわが国におきます大都市を中心とした都市の市街地の状況は、いずれにいたしましても多かれ少なかれ再開発を必要とする状況にござります。したがいまして、できるだけ多い範囲で、できるだけ早い時期に再開発事業が執行されることが望ましいという前提で、制度化並びにその促進を図つてはいるつもりでございます。

○瀬崎委員 その進まない理由として小林さんが挙げているのを見ますと、三つか四つあるのですが、まず第一に「再開発計画の欠如と動機づけの不足」というようなものが挙がつてはいるのですが、このいわゆる「動機づけの不足」というのは具体的に言えばどういうことを挙げてはいるのでしょうか。

至
つ
て
お
り
ま
せ
ん

○瀬崎委員 この点について、建設省の担当課長がいろいろまとめていらっしゃるのでさらに少し

所見を伺つてみたいと思うのです。ジュリストの論文の中では、いわゆる広い意味での都市再開発について、こう評価しています。「既成市街地において再開発を必要としている地域の広がりに比較

するとなお不十分な状態にあるといえよう。」といふ前提のもとに、特にいまの市街地再開発事業についてですが、「総合的な再開発事業制度として期待された市街地再開発事業についてみれば、「一十

分な成果をあげえていない。」これは明確に建設省も認識しているわけです。だからこういう資金貸

付制度があつても、十分市街地再開発事業は進まない、その理由は何かだけは明確にしておかなければ

ればいけないと思うのですね。そうでないと、いたずらに対象を広げたからといって効果を上げる

ものではないと思うのです。

が期待したものと現実にはどのくらいのずれがあるのですか。

○升本政府委員 市街地再開発事業の制度化に当

業の施行量を定めたということとはございません。

きます大都市を中心とした都市の市街地の状況は、いざれにいたしましても多かれ少なかれ再開

発を必要とする状況にございます。したがいまして、できるだけ多い範囲で、できるだけ早い時期

に再開発事業が執行されることが望ましいと、う前提で、制度化並びにその促進を図つてゐるつもり

○瀬崎委員 その進まない理由として小林さんが
りでござります。

挙げているのを見ますと、三つか四つあるのですが、まず第一に「再開発計画の欠如と動機づけの

「不足」というようなものが挙がっているのですが、このいわゆる「動機づけの不足」というのは、具体的

的に言えばどういうことを挙げてはいるのでしよう。

1

結局都市再開発がうまくいくかどうかの決め手

けですね。そうじゃないのでしょうか?

○升本政府委員 御指摘のとおりでございまして、先ほど申し上げました発足以来五十三年度ま

都市公園整備五カ年計画の最終年度、すなわち十五年度末でございますが、この時点におきまして國民一人当たり四・五平米まで高めたいという

○鶴崎委員 現在の進捗状況では、一人当たり何
のがこの計画の内容でございます。

○平米になつていますか。

整備をいたしました場合を想定いたしますと、五
一五三度天ころぎまして四・二平米といふところ

十五年度末におきまして四・二平米といふところまでいけるかと思います。

○瀬崎委員 結局 最終年度の事業をやつたとして、目標の大体七割程度の達成率ではないかと思

いますね。そういうわけですから、政府自身の指げた目標からいっても、公園事業はまだまだ推進

しなければならないわけでしょう。それから住民の側から見ても、公園、緑地とか、こういうオ-

ブンスペースはどんどんつくつてほしいという希望があるわけですね。したがつてこの辺なら、貸

付資金の量をふやし、対象を緩和していくれば、目標に向かってどんどん公園事業そのものが進む、

そういうことが言えると思うのです。こういう点は積極的に政府として考えてもらつたらいい点で

はないかと思うのですね。今後大いにやつてもういいかと思うのですが、いかがでしょうか。

いたいと馬鹿にされてからいかがで、一
〇升本政府委員 おただしのように、公園の確保
のこのこの都行開通資金の活用はさう二回らしく

のためにも都市開発資金の活用はさわめてなければならないと考えておりますので、公園を含め、行橋、筑後川、大分、下く童等の北部町に

め 街路でござりますとか 下水道その他都市としての必要な施設のための用地の賣い取りがさら

に効率的に量的にも確保できるようこの制度を運用いたしてまいりたいと考えております。

○瀬崎委員 そのためには、法律の改正と同時に必要なことは、都市開発資金貸付要領、つまりこ

の法律の運用なんですが、この点で大いに改善もし工夫もしてもらう必要があるのじやないかと思

うのです。私どもも、できるだけ、実際この資金を運用する自治体の意見を国政に反映させたい、

慎重な審議をしたいというので、東京都、大阪府、兵庫県、愛知県、神奈川県、それから横浜市、川

崎市、名古屋市に直接利用状況とかあるいはいろいろな要望等を聞いてみたわけであります。やはり何といつても一番要望の強かつたのは、これは東京都、兵庫県、横浜市、名古屋市、皆そうですが、金利負担の問題で、せめて現状は据え置いてもらいたいというが圧倒的に強かつたわけですね。といいますのも、先ほど市街地再開発問題の事業費の点を少し指摘しましたが、大体があれでしよう、先ほど、自治体側から見れば一般の地方債と同じだというふうなことも言われたんですね。が、これもまた私ちょっと認識が浅いと思うのですがよ。というのも、この資金の対象となっている土地はまことに何か事業化するといふ土地ではないわけですね。やはり一定の期間を置いて何年か先に事業化されるという目的のもとにしばらくは手持ちしておくわけです。ですから、そういう点では通常の一般的の地方債と同列に論ずることは間違いた。もしそうなってくると、だんだん遠のいてくると思いますね。それと、先ほど大蔵省の言い分は、土地の利用が高度化されたら評価額が上がるというふうなことを言っていますね。これは、嘗利事業なら評価額が上がることも利益の一種になるかもしれません、主としてつくられるものは公共用の事業なんですね。だからそういうものの土地の評価が上がるなどと言うこと自身が、私は公共の施設に対する認識不足もはなはだしいと思うのです。そういう諸点から考えて、これは特に大臣にお願いしたいわけですが、こういうたつての地方自治体の強い要望、それから資金貸し付けが行われる対象の特殊な性格から見て、今後ぜひ金利の低水準安定に努力をされたいと思うのですが、いかがでしよう、大臣。

○瀬端委員 それから二つ目は、貯蓄金の実効化で、和なんですが、その一つとして都市施設の場合で、三五年以内に目的外使用いたしますと繰り上げ償還を求められるわけですね。そうなりますと、一気に地方自治体財政が破綻する。たとえば神奈川県の秦野市が何か下水道処理地用地ということで、しかも最初は市の単独事業ということことでこの資金を借りたが、後に公共下水道の補助対象になつた。補助対象になつたのはいいんだけれども、そのことをもつて、今度は都市開発資金の方は、据え置き期間内目的外使用となつたために繰り上げ償還を求められることになつていて。こういう点については何らかの経過措置等の弾力運営はできないかというふうな話なんです。一舉に抜本的な改善は無理としても、一舉に繰り上げ償還ということから起こってくる無理を何らか緩和するという措置は必要じゃないかと思いますね。いかがでしょうか。

水道事業費が成立するわけでござりますから、その事業費をもつてその用地が買い取られる。そうすれば当然にこの貸付資金の方は繰り上げ償還というかつこうになろうかと思いますので、その辺のあるいは混用が考えられないかという感じがいたしますけれども、なお精査をいたします。

○瀬崎委員 それは下水道事業の事業費の一〇〇%が一挙に調達できるのなら問題ないと思いますが、一部はやっぱり自己財源も必要になつてくる場合とか、あるいは土地の資金がおくれるような場合等々が出てくるわけですね。そういうつなぎの操作はやっぱり必要だらうと思うのです。

同じような性質の問題が、今度は川崎市でもあると思うのですね。ここでは工場跡地四社分約四十億円ほど、この資金を利用して買い取つて用地に陸運事務所を建てさせてくれないか、こういふようですが、これは防災地域として公園とかオーブンスペースの確保、無公害産業の誘致という目的を掲げておつたそ�であります、この取得用地に陸運事務所を建てさせてくれないか、こういふような問題も起つてきましたわくですね。この場合、言うならば同じ政府部内で、政府の一機関である運輸省のお役に立とうといふのに、そうすると今度は土地開発資金の方の繰り上げ償還を求められる。これはいかにも殺生な話なので、当然政府間で話ををして、資金の負担がそのことによつて川崎市に來ることのないような処置ぐらいあつてしかるべきじやないか。一般論として、こういうケースは間々あると 思います。何せ遠い将来のことを考えて買つておる土地ですから、こういうときに衝撃緩和措置はちゃんとしておくべきだろうと私は思うのですね。

○升本政府委員 ただいま先生御指摘の具体的な件は、川崎市の塩浜という地区におきます特殊製鋼の工場跡地の買い取りに関するものかと存じます。この土地につきましては、十二万五千六百平米という工場跡地を五十二年から五十四年にかけて三ヵ年で分割で市が買取りまして、それをこの貸付資金から貸し付けをいたしておる対象物件でございます。それで、この土地の買い取り

に当たりまして、事前に提出をしてこられた跡地の利用計画におきましては、この既成市街地内の中小の工場、まあ外へ出ていけない工場という意味だと思いますけれども、中小工場の集約化のための用地として利用するという利用目的での計画が進められたというふうに聞いておりますが、その計画の一部変更が行われて、その変更の中で、ただいま御指摘の戸舎が一部その用地に当たられるということになつたわけでございます。この場合は、当然計画の変更の手続をとつておりますし、また、その用地の利用も戸舎敷地でござりますから、制度の趣旨に反するものではないということです、この件につきまして繰り上げ償還という措置はとられたようには私どもは考えておりません。

○瀬崎委員 一般論として、いわゆる計画変更があつたときには、計画変更の手続をきちっととりさえすれば目的外使用として繰り上げ償還を求めるることはないと、こう理解しておいていいわけですか。

○升本政府委員 制度の趣旨に合つた利用方法でござりますれば、その手続をおとりいただければ結構かと存じます。

○瀬崎委員 それから、先ほども公園にいろいろよく利用されているという話をいたしましたが、それでもなお現在、基準は緩和されたとはいながら、公園は十ヘクタールになつていますね。最近ではなかなか、こういう対象都市で十ヘクタールまとまったく公園用地を探すのは困難になつてしまっているわけなんです。せめて四ヘクタールくらいまで条件の緩和はできないものかという希望が、これも大阪府をはじめ幾つかの自治体から出ました。道路、街路について十八メートル以上、それから主要道路二十二メートル以上、これでも幅が広過ぎてなかなかこれに適した土地というのは見つかるものではない。この点もぜひ、面積要件あるいは道幅要件緩和は切実な問題であろうと思うし、これは建設省の考え方一つでできることですから、一挙に大きな緩和はできないまでも、過去の歴史的経緯もあるわけですから、この際、地方

○升本政府委員 貸付対象の物件の基準でござい
ますけれども、御指摘のように、現在は自動車專
用道路につきましては幅員十八メーダー以上、そ
の他の道路につきましては二十二メーダー以上、
下水道の終末処理場につきましては計画処理人口
十万以上のもの、公園、緑地につきましては十ヘ
クタールということになつておりますが、これは
四十一年発足時点から比較していただきますと相
当の前進を見たものと思っております。今後も必
要に応じて状況を見ながらさらに対象範囲が広が
る方向で努力をいたしてまいりたいと考えております。
○瀬崎委員 同じく相当詳細に借入手続が定めら
れておるのでですが、これの簡素化を望む声も強いで
すね。というのも、先買い先賣いと言われるけれども、
もともと計画的に予定地があるのでわけではなくて、
売りたいという相手がぱつと生まれてきたときに
飛びつくという性格になるので、売る方にしてみ
れば、最初はなかなか売り渋っているけれども、
いざ売るとな心を決めてしまえば今度は早く金が欲
しい。こういう点ではなかなか現在の複雑な手続
では間に合わないかねる。相手方の要望に応じ切れな
い部分もある。こういう点の改善も一つの必要な
改善の要素ではないかと思うのですが、検討いた
だきたいと思うのですね。
○升本政府委員 御指摘のとおりだと思いますの
で、業務の効率的な、合理的な使用の目的を達成
し得るように、必要な改善措置を検討してまいり
たいと思います。
○瀬崎委員 工場跡地の場合は一ヘクタールとい
う制限があるわけですね。これも同じような理由
から一ヘクタール以下のものでも対象にならない
か。たとえば、自治体側にしてみると、この資
金の対象になり得る土地は一ヘクタール未満なん
だけれども、隣接には他の方法で取得できる土地
があるという場合には、合わせてそこそこの目的に
されのが適切ではないかと思うのです。いかが
でしよう。

合った利用も可能になるわけですね。だから、
ういう条件がある場合、一ヘクタール未満でも
の資金の適用ができるような道も開いてほしい
いう要望があるのであります。いかがでしょう。

○升本政府委員 対象となる土地の範囲につきましては、御指摘のように一ヘクタール以上といふことでござりますけれども、個々の土地の買い取りに当たりましては一ヘクタールという広がりがなくとも、その中の一部分であつても買い取り対

現在の対象地域の指定要件そのものは当然緩和されてしまうべきだ。全然適用のない都道府県があるといふのは法の公平から見てもおかしいのではないかということまで言わっているのですね。どこの府県でも、せめて県都ぐらいは対象としてあつてもいいのではないか、こういう意見もあります。今回直ちにこの改善は無理としても、近い将来そういう範囲にも拡大されることを望みたいと思うのです。

そのことを含めまして、先ほど来幾つかの現状的な地方自治体の改善要望を挙げて、それなりに局長の方から検討したい旨の答弁は出ておりますが、しかし、この中には早くやれるものも相当あると思います。ひとつ今回の法改正を機会に政会合の方も、それから貸付要領の方も現実に即して改められるよう、大臣の方からも御答弁をいただいて終わりたいと思うのです。

○渡辺国務大臣 ただいまそれぞれの御提言に対しまして局長が御答弁をいたしてまつたわけですが、そのことと合わせまして、先ほど来幾つかの現状的な地方自治体の改善要望を挙げて、それなりに局長の方から検討したい旨の答弁は出ておりますが、しかし、この中には早くやれるものも相当あると思います。ひとつ今回の法改正を機会に政会合の方も、それから貸付要領の方も現実に即して改められるよう、大臣の方からも御答弁をいただいて終わりたいと思うのです。

○升本政府委員 先ほど先生からもお話をございましたように、この制度は公共団体、公共の側からこの土地が欲しいということで強制的に取得したいという申し出をするものではございませんで、土地所有者の方から売りたいという需要がございましたときに、それに応じ得る体制をつくしておくという制度でございますので、いわば任意の売買を基礎とした制度でございます。したがいまして、公共事業の場合の用地の強制的な取得とは状況が若干異なるであろうかと考えております。

○瀬崎委員 それから、いわゆる全然この資金の貸付対象範囲外にある自治体として、私の出身県である滋賀県にも聞いてみました。借りたくても全然いまは借りられないが、しかし、現に街路とか公園とかいう都市施設は県都の大津市などではどんどんやっているわけですね。その場合に、区画整理事業とか土地開発基金というものを利用してやっているわけです。そういう点から言えば、

○薄崎委員 終わります
○北側委員長 和田一仁君
○和田(一仁)委員 今まで各委員のいろいろな御質問、そして答弁を伺つておりましたので、利

合に目的的に合わないとして結果が出来ますれば残念ながらこれは対象外にせざるを得ないというような措置はいたしております。

送とした積荷の取得として月並にござる事で、これは二つの地方公共団体から具体的な要望が出てまいりまして、それに見合う数字として二十億円を確保させていただいているわけでござります

の伺いたいと思うことがだんだんと明らかになつてしまひました。したがつて、最後の質問でもございまし、重複を避けて、答弁の中で若干確認をしておきたい点が二、三ございますので、そうち

の伺いたいと思うことがだんだんと明らかになつてしまひました。したがつて、最後の質問でもござりますし、重複を避けて、答弁の中で若干確認しておきたい点が二、三ござりますので、そうしたことの確認をさせていただいて私は終わりたいと思います。

この新しい予算書の数字、五十五年度の二百四十億、この数字について、御答弁の中では、これは次年度の要望を聞いて積み上げてきたものだ、

さちに、これは都市開発のためにこうした制度があるのですが、先ほど来、御質問がいつぱいあります中にも、そういう意味で要望を聞いた時点から後に急に必要が出てくるとか、むしろ積極的にこの制度を活用する意味では、これは政策的

が、結果を見ますと、大体、要望額と貸付額がイコールに近い、こういうことなんで、その辺がきちんとできているかどうかをお尋ねしたわけですか。

の伺いたいと思うことがだんだんと明らかになつてしまりました。したがつて、最後の質問でもござりますし、重複を避けて、答弁の中で若干確認しておきたい点が二、三ございますので、そうしたことの確認をしていただいて私は終わりたいと思います。

この新しい予算書の数字、五十五年度の二百四十億、この数字について、御答弁の中では、これは次年度の要望を聞いて積み上げてきたものだ、したがつて、これは枠というものがあつてとらわれているのではないんだ、各自治体それぞれの計画を聞いた上でこれを積み上げてきたのだ、こういふうふうに御答弁があつたと思うのですが、やはりそのとおりでしようか。

○升本政府委員 さようします。

○和田(一仁)委員 そうしますと、今度は貸し付けの申請が出た場合には、これは自動的に出ていくものなんですか、そこで何らかの査定とかエックとか、事前に聞いておる計画をもう一回

さらには、これは都市開発のためにこうした制度があるのですが、先ほど来、御質問がいっぱいありました中にも、そういう意味で要望を聞いた時点から後に急に必要が出てくるとか、むしろ積極的にこの制度を活用する意味では、これは政策的にもつと使わなければいかぬだろう、こういう大臣の御答弁もあつたわけでござりますけれども、そういうふうに使うために、これは次年度の要望を聞いて積み上げてきた枠だけで一体うまく運用できるかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

私、むしろ大臣のその御答弁のようならばもつとあらかじめ大きくしておいて、そして運用上の活用をもつとやっていくべきではないかという感じがするのですが、いかがでしようか。

○升本政府委員 私たちの気持ちといたしまして

の伺いたいと思うことがだんだんと明らかになつてしまひました。したがつて、最後の質問でもございまし、重複を避けて、答弁の中で若干確認しておきたい点が二、三ございますので、そうしたことの確認をしていただいて私は終わりたいと思います。

この新しい予算書の数字、五十五年度の二百四十億、この数字について、御答弁の中では、これは次年度の要望を聞いて積み上げてきたものだ、したがつて、これは梓というものがあつてとらわれているのではないか、各自治体それぞれの計画を聞いた上でこれを積み上げてきたものだ、こういうふうに御答弁があつたと思うのですが、やはりそのとおりでしようか。

○升本政府委員 さようでございます。

○和田(一仁)委員 そうしますと、今度は貸し付けの申請が出た場合には、これは自動的に出していくものなんですか、そこで何らかの査定とかチェックとか、事前に聞いておる計画をもう一回改めてチェックしているとか査定するとか、そういうあれはないのでしょうか。

○升本政府委員 御承知のとおり、国の予算編成に当たりましては、たとえば五十五年度の予算案の要求をいたします時点は、五十四年の夏時点でのございます。したがいまして、その時点で取りまとめた要望に従つて要求額を提出させていただておりますので、その時点以降の状況の変化によって、五十五年度開始時点の状況においては、あるいは当初の見込みどおりには仕事が進まないという場合も多うございます。それからまた、その貸し付けの時点におきまして、個々の件数ごと

十億、この数字について、御答弁の中では、これは次年度の要望を聞いて積み上げてきたものだ、こういうふうに御答弁があつたと思うのですが、やはりそのとおりでしようか。

○升本政府委員 さようでございます。

○和田(一仁)委員 そうしますと、今度は貸し付けの申請が出た場合には、これは自動的に出していくものなんですか、そこで何らかの査定とかチェックとか、事前に聞いておる計画をもう一回改めてチェックしているとか査定するとか、そういうあれはないのでしょうか。

○升本政府委員 私たちの気持ちといたしましても、できるだけ多量に利用されることが望ましいと考えておるわけでございますが、現実には地方公共団体からの要請が、これは年によって変動はござりますけれども、こちらの予定した額にちょうど満つるかどうか、場合によつては満たないような結果が出た年もございまし、やはり問題は、この資金が活用できるような状況が成熟することが大切かというふうに考えております。

○和田(一仁)委員 そうなりますと、適用区域が広がるということを前提にしてこの積み上げを今度なさったわけござりますけども、適用区域が広がつた中で本当にそういうものの需要が出て

の伺いたいと思うことがだんだんと明らかになつてまいりました。したがつて、最後の質問でもございまし、重複を避けて、答弁の中で若干確認しておきたい点が二、三ござりますので、そうしたことの確認をしていただいて私は終わりたいと思います。

この新しい予算書の数字、五十五年度の二百四十億、この数字について、御答弁の中では、これは次年度の要望を聞いて積み上げてきたものだ、したがつて、これは梓というものがあつてとらわれているのではないんだ、各自治体それぞれの計画を聞いた上でこれを積み上げてきたものだ、こういうふうに御答弁があつたと思うのですが、やはりそのとおりでしようか。

○升本政府委員 さようでございます。

○和田(一仁)委員 そうしますと、今度は貸し付けの申請が出た場合には、これは自動的に出でいくものなんですか、そこで何らかの査定とかチェックとか、事前に聞いておる計画をもう一回改めてチェックしているとか査定するとか、そういうあれはないのでしょうか。

○升本政府委員 御承知のとおり、国の予算編成に当たりましては、たとえば五十五年度の予算案の要求をいたします時点は、五十四年の夏時点でのございます。したがいまして、その時点で取りまとめた要望に従つて要請額を提出さしていただきておりますので、その時点以降の状況の変化によつて、五十五年度開始時点の状況においては、あるいは当初の見込みどおりには仕事が進まないという場合も多うございます。それからまた、その貸し付けの時点におきまして、個々の件数ごとに、案件ごとに整備計画、取得後の土地の利用計画をつけて要求をしていただいているわけでござります。その整備計画の内容が当初予定したものと違つてまいる場合もございます。そのような場合に、目的に合わないという結果が出来ますれば、残念ながらこれは対象外にせざるを得ないと、いうような措置はいたしております。

○和田(一仁)委員 そうだろうと思つたのです

さらに、これは都市開発のためにこうした制度があるのですが、先ほど来、御質問がいっぱいありました中にも、そういうことなんぞ、その辺がきちんとから後に急に必要が出てくるとか、むしろ積極的にこの制度を活用する意味では、これは政策的にもつと使わなければいかぬだらう、こういう大臣の御答弁もあつたわけございますけれども、そういうふうに使うために、これは次年度の要望を聞いて積み上げてきた梓だけで一体うまく運用できるかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

私も、むしろ大臣のその御答弁のようならばもつとあらかじめ大きくしておいて、そして運用上の活用をもつとやつていくべきではないかという感じがするのですが、いかがでしようか。

○升本政府委員 私たちの気持ちといたしましては、できるだけ多量に利用されることが望ましい公共団体からの要請が、これは年によって変動はござりますけれども、こちらの予定した額にちょうど満つるかどうか、場合によつては満たないようないふうに考えておりますが、現実には地方公共団体から要請が、これは年によって変動はござりますけれども、こちらの予定した額にちょうど満つるかどうか、場合によつては満たないようないふうに考えておりますが、現実には地方公共団体から要請が、これは年によって変動はござりますけれども、こちらの予定した額にちょうど満つるかどうか、場合によつては満たないようないふうに考えております。

○和田(一仁)委員 そうなりますと、適用区域が広がるということを前提にしてこの積み上げを今度なきつたわけでござりますけれども、適用区域が広がつた中で本当にそいつたものの需要が出てまいりましたか、そういう要望が現実に積み上げてきておるかどうか、いかがでしよう。

○升本政府委員 今回御審議をお願いいたしておられます都市機能更新用地つまり再開発事業を目途とした種地の取得という用地につきましては、これは二つの地方公共団体から具体的の要望が出てまいりました、それに見合う数字として二十億円を確保させていただいているわけでございます。

定する道路管理者（同法第十二条本文の規定により建設大臣が新設又は改築を行う同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道にあつては建設大臣、道路整備特別措置法第十七条第一項に規定する公団等の管理する一般国道等にあつてはそれぞれ日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡公団又は地方道路公社）をい

う。

（道路管理者の責務）

第三条 道路管理者は、幹線道路の整備に当たつては、沿道における良好な生活環境の確保が図られるよう道路交通騒音により生ずる障害の防止等に努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、幹線道路における円滑な交通及びその沿道における良好な生活環境が確保されるべきものであることにかんがみ、道路交通騒音により生ずる障害の防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用が促進されるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

第二章 沿道整備道路の指定等

（沿道整備道路の指定）

第五条 都道府県知事は、幹線道路網を構成する道路（高速自動車国道以外の道路にあつては、都市計画において定められたものに限る。）のうち、次に掲げる条件に該当する道路について、道

4 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、建設省令で定めるところにより、その路線名及び区間を公告しなければならない。

5 前各項の規定は、沿道整備道路の指定の変更又は解除について準用する。

（沿道整備道路の指定の特例）

第六条 前条第一項の規定は、「以上の道路が相互に接し、又は重複する場合においては、これら

の道路を一の道路とみなして適用する。

（沿道整備道路の整備）

第七条 沿道整備道路の道路管理者は、道路交通騒音により生ずる障害の防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用の促進を図るために必要があると認めるときは、区間を定めて、建設大臣の承認を受けて、沿道整備道路として指定することができる。

一 自動車交通量が特に大きいものとして政令で定める基準を超えることが確実と見込まれるものであること。

二 道路交通騒音が沿道における生活環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める基準を超えることが確実と見込まれるものであること。

実と見込まれるものであること。

三 当該道路に隣接する地域における土地利用の現況及び推移からみて、当該地域に相当数の住居等が集合し、又は集合することが確実と見込まれるものであること。

2 前項の規定による指定は、当該道路及びこれと密接な関連を有する道路の整備の見通し等を考慮した上でなお必要があると認められる場合に限り、行うものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、あらかじめ、当該指定に係る道路及びこれと密接な関連を有する道路の道路管理者並びに關係市町村に協議するとともに、これらの道路に係る交通の規制の観点からする都道府県公安委員会の意見を聴かなければならぬ。

4 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、建設省令で定めるところにより、その路線名及び区間を公告しなければならない。

5 前各項の規定は、沿道整備道路の指定の変更又は解除について準用する。

（沿道整備道路の指定の特例）

第六条 前条第一項の規定は、「以上の道路が相

互に接し、又は重複する場合においては、これら

2 沿道整備計画について、都市計画法第十二条の四第二項に定める事項のほか、沿道の整備に関する方針及び次に掲げる事項のうち当該区域の特性を考慮して必要と認められる事項を都市計画に定めるものとする。

3 沿道整備計画については、都市計画法第十二条の四第二項に定める事項のほか、沿道の整備に関する方針及び次に掲げる事項のうち当該区域の特性を考慮して必要と認められる事項を都市計画に定めるものとする。

4 沿道整備計画に接する部分の長さに

の敷地の沿道整備道路に対する部分の長さに

対する割合の最低限度、建築物の高さの最低

限度、建築物の構造に関する防音上又は遮音

上必要な制限、壁面の位置の制限、建築物の

延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限

度、建築物その他の工作物（以下この条及び

次条において「建築物等」という。）の用途の

制限その他建築物等に関する事項で政令で定

めるもの。

（沿道整備協議会）

第七条 第五条第一項の規定により沿道整備道路

が指定された場合には、道路交通騒音により生

れる障害の防止と沿道の適正かつ合理的な土地

利用の促進を図るため、当該沿道整備道路及び

その沿道の整備に関し必要となるべき措置につ

いて協議するため、都道府県知事、都道府県公

安委員会、関係市町村及び当該沿道整備道路の

道路管理者は、沿道整備協議会を組織すること

3 一 当該区域及びその周辺の地域の土地利用の

状況及びその見通しを勘査し、これらの地域

について道路交通騒音により生ずる障害を防

止し、又は軽減するため、必要に応じ、遮音上

有効な機能を有する建築物等又は緑地その他

の緩衝空地が沿道整備道路等に面して整備さ

れるとともに、当該道路に面する建築物その

他道路交通騒音が著しい土地の区域内に存す

る建築物について、道路交通騒音により生ずる

障害を防止し、又は軽減するため、防音上

有効な構造となるよう定めること。

（行為の届出等）

二 当該区域が、前号に掲げるところに従つて

都市計画に定められるべき事項の内容を考慮

し、当該区域及びその周辺において定められ

ている他の都市計画と併せて効果的な配置及

び規模の公共施設を備えた健全な都市環境の

ものとなるよう定めること。

（行為の届出等）

三 建築物等が、都市計画上幹線道路の沿道

としての当該区域の特性にふさわしい用途、容積、高さ、配列等を備えた適正かつ合理的な

土地の利用形態となるよう定めること。

二 建築物等が、都市計画上幹線道路の沿道としての当該区域の特性にふさわしい用途、容積、高さ、配列等を備えた適正かつ合理的な土地の利用形態となるよう定めること。

（行為の届出等）

三 建築物等が、都市計画上幹線道路の沿道

としての当該区域の特性にふさわしい用途、容

積、高さ、配列等を備えた適正かつ合理的な

土地の利用形態となるよう定めること。

（行為の届出等）

三 建築物等が、都市計画上幹線道路の沿道

としての当該区域の特性にふさわしい用途、容

積、高さ、配列等を備えた適正かつ合理的な

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち建設省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、建設省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が沿道整備計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し、設計の変更その他必要な措置を執ることを勧告することができる。この場合において、道路交通騒音により生ずる障害の防止又は軽減を図るために必要があると認めるときは、沿道整備計画に定められた事項その他の事項に関し、適切な措置を執ることについて指導又は助言をするものとする。

第四章 沿道整備促進のための施策

(土地の買入れに関する資金の貸付け)

第十一條 国は、市町村が沿道整備計画の区域内の土地のうち道路交通騒音により生ずる障害の防止又は軽減と当該区域の計画的な整備を図るために有効に利用できる土地で政令で定めるものを買入れる場合には、当該市町村に対し、その土地の取得に要する費用に充てる資金の額の三分の一以内の金額を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還期間及び償還方法については、政令で定める。

3 市町村は、第一項の規定による貸付けに係る土地をこの法律の目的に従つて適切に管理しなければならない。

(緩衝建築物の建築等に要する費用の負担)

第十二条 沿道整備計画の区域内において、遮音上有効な機能を有する建築物として建設省令で定めるもので沿道整備計画に適合するものを建築する者は、沿道整備道路の道路管理者に対し、道路交通騒音により生ずる障害の防止又は軽減について遮音上当該建築物の建築により得られ

る効用の限度内において、政令で定めるところにより、当該建築物の建築及びその敷地の整備に要する費用の一部を負担することを求めることができる。

2 前項の規定による費用の負担を認めようとする者は、あらかじめ、道路管理者に当該建築物を建築する旨の申出をし、当該費用の額及びその負担の方法について道路管理者と協議しなければならない。

(防音構造化の促進)

第十三条 道路管理者は、道路交通騒音が特に著しい沿道整備道路の沿道に係る沿道整備計画の区域内において建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六十八条の二第一項の規定に基づく条例により建築物の構造に関する防音上の制限が定められた際、当該区域内に現に存する人の居住の用に供する建築物又はその部分について、その所有者又は当該建築物若しくはその部分に関する所有権以外の権利を有する者が防音上有効な構造とするために行う工事に關し、必要な助成その他その促進のための措置を講ずるものとする。

2 国は、前項の措置に關し、その費用を負担する地方公共団体に対し、予算の範囲において、必要な財政上の措置を執ることができる。

第五章 雜則

(権限の委任)

第十四条 この法律に規定する道路管理者である建設大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方建設局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(政令への委任)

第十五条 この法律に定めるものほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(経過措置)

第十六条 この法律の規定に基づき政令又は建設省令を制定し、又は改廃する場合においては、改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内に

おいて、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第六章 罰則

第十七条 第十条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(道路法の一部改正)

第二条 道路法の一部を次のように改正する。

第四十八条の二第一項中「供用の開始を除く。」の下に「次項において同じ。」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 道路管理者は、交通が著しくふくそくし、又はふくそうすることが見込まれることにより、車両の能率的な運行に支障があり、若しくは道路交通騒音により生ずる障害があり、又はそれのおそれがある道路(高速自動車国道及び前項の規定により指定された道路を除く。以下この項において同じ。)の区域内において、交通の円滑又は道路交通騒音により生ずる障害の防止のために必要があると認めるときは、当該道路(まだ供用の開始がないものに限る。)又は道路の部分について、区域を定めて、自動車のみの一般交通の用に供する道路又は道路の部分を指定することができる。ただし、通常他に道路の通行の方法があつて、自動車以外の方法による通行に支障のない場合に限る。

七 沿道整備計画は、道路交通騒音により生ずる障害を防止するとともに、適正かつ合理的な土地利用が図られるよう定める。

3 沿道整備計画の区域内における建築物の建築その他の行為に関する制限については、別に法律で定める。

2 沿道整備計画については、名称、位置及び区域その他の政令で定める事項のほか、別に法律で定める事項を都市計画に定めるものとする。

(都市計画法の一部改正)

第三十二条の四 都市計画には、当該都市計画区域内において必要な幹線道路の沿道の整備による沿道整備計画の一部を次のように改正する。

第五条法律第 号 第十一条第一項を加える。

第三十二条の三の次に次の二条を加える。

(沿道整備計画)

第十二条の四 都市計画には、当該都市計画区域内において必要な幹線道路の沿道整備計画を定めるものとする。

第三十五条の二 第二項を次のように改正する。

第三条中「第八条の三第一項」の下に「又は幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第 号)第十一条第一項」を加える。

第三十五条の一部を次のように改正する。

第三条中「第八条の三第一項」の下に「又は幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第 号)第十一条第一項」を加える。

第三十三条第一項各号列記以外の部分中「行

なう」を「行う」に、「第三号、第六号」を「第三号から第五号まで」に、「第七号」に、「第八号」を「第九号」に、「第十号」を「第十一号」に、「第十三号」を「第十四号」に、「第三号、第四号」を「第三号から第五号まで」に、「第六号から」を「第七号から」に改め、同項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第八号から第十号を同項第十二号とし、同項第八号中「行なう」を一号ずつ繰り下げ、同項第七号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「かけくすれ」を「かけ崩れ」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 当該申請に係る開発区域内の土地について沿道整備計画が定められているときは、予定建築物等の用途又は開発行為の設計が当該沿道整備計画に定められた内容に即して定められていること。

第三十七条第二号中「第十三号」を「第十四号」に改める。

(都市再開発法の一部改正)

第五条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十一条)の一部を次のように改正する。

第七条の八中「第十三号」を「第十四号」に改める。

(建築基準法の一部改正)

第六条 建築基準法の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 美観地区(第六十八条)」を「第六節 沿道整備計画の区域(第六十八条)」とし、同条第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 沿道整備計画 都市計画法第十二条の第四項に規定する沿道整備計画をいう。

第三章に次の二節を加える。

第七節 沿道整備計画の区域

(市町村の条例に基づく制限)

第六十八条の二 市町村は、沿道整備計画の区域内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該沿道整備計画の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができるものとする。

2 前項の規定による制限は、建築物の利用上の必要性、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため合理的に必要と認められる限度において、同項に規定する事項のうち特に重要な事項につき、政令で定める基準に従い、行うものとする。

第八十七条第二項中「及び第五十条」を「第五十条及び第六十八条の二第二項」に改め、

同条第三項中「若しくは第五十条」を「第五十条若しくは第六十八条の二第一項」に改める。

第八十八条第二項中「第四十八条から第五十一条まで」の下に「第六十八条の二第二項」を加え、「及び第四十九条から第五十一条まで」を「、第四十九条から第五十一条まで及び第六十八条の二第一項」に、「第六十八条の二第一項」に、「建築面積」を「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」に改める。

第一百一条中「又は第六十八条」を「第六十八条又は第六十八条の二第一項(第八十七条第三号)の一部を次のように改正する。二項又は第八十八条の二第一項において準用する場合を含む。」に改める。

第二項若しくは第四項に改め、同条第十二号中「行なう」を「行う」に、「行なわない」を「行わない」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条第二十一号の次に次の一号を加える。

(建設省設置法の一部改正)

第七条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十一条)の一部を次のように改正する。

第三条第十三号の六の次に次の一号を加え

る。

十三条の七 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

第四条第六項中「、第十五号」を「に規定する事務 同条第十三号の七に規定する事務(都市局の所掌に属するものを除く。)、同条第十五号」に改める。

理由

道路交通及び沿道の生活環境の現況にかんがみ、道路交通騒音の著しい幹線道路の沿道について、道路交通騒音により生ずる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、沿道整備道路の指定、沿道整備計画の決定等を行うとともに、沿道整備計画の区域内の整備を促進するための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。